

タイトル	イギリス法における不当取引責任の近時の展開
著者	岩淵，重広； IWABUCHI，Shigehiro
引用	北海学園大学法学研究，55(1)： 23-110
発行日	2019-06-30

イギリス法における不当取引責任の近時の展開

岩 淵 重 広

イギリス法における不当取引責任の近時の展開

第一章 はじめに

第二章 イギリス法の近時の展開

第一節 不当取引に基づく責任追及規定の内容

第一款 一九八六年支払不能法二一四条の制定とその内容

第二款 二一四条に関する判例の判断枠組み

第二節 小規模事業者、企業および雇用に関する法律の制定と債権者への救済の強化

第一款 小規模事業者、企業および雇用に関する法律とその背景事情

第二款 不当取引に基づく責任追及規定と関連する改正内容とその制定過程での議論

第三款 補償命令の導入とその過程における議論

第四款 小規模事業者、企業および雇用に関する法律の制定過程の議論における二一四条の現状認識

第三節 二〇一五年以降に公表された判例

第一款 ブルックス事件第一審判決

第二款 ブルックス・ビルダー事件判決

第三款 ブルックス事件控訴審判決

第四款 近時の判例の展開に関するまとめ

第四節 イギリス法の現状と分析

第一款 S B E E A によって制定された規定の内容とその目的

第二款 二一四条の現状―判例の立場の確認―

第三款 二一四条をめぐる立法と司法の見解の相違

第三章 おわりに

第一章 はじめに

本稿は、イギリス一九八六年支払不能法二一四条の不当取引に関する法改正および近時の判例の展開について紹介・検討するものである。具体的には、同条に関する近時の改正や判例の展開を素材に、同条が、会社の倒産局面において、どのような役割を果たすようになっていくのかを探るものである。^①

イギリス法には、不当取引と呼ばれる倒産した会社の取締役に対する責任追及規定が存在する。同規定は、一九八六年支払不能法の制定に伴い、導入されたものである。^②同規定は、財務状態が悪化し再建の見込みのない会社が事業継続したことを理由として、その会社の取締役に会社財産（倒産財団）に対する資金を拠出させる規定である。同規定は、制定以来、十分に利用されてきたとはいいたい状況にあった。そこで、二〇一五年に、債権者への金銭的救済を充実させるという観点から、同規定の利用を促進するための改正がなされている。そして、その改正と同時期あるいはそれ以降に、いくつかの判例が公表され、同規定の要件に関する議論もさらに明らかとなってきている。

そこで、本稿は、以上の議論を素材に、不当取引という倒産会社の取締役に対する責任追及制度に期待された役割や、その責任追及制度が担った実際の役割について紹介し、検討する。^③このような検討は、近時、わが国で、その導入が主張されることのある倒産申立義務違反を理由とする取締役の損害賠償責任の是非を考えるうえでも有意義なものとなるであろう。^④

もつとも、本稿の検討の限界をあらかじめ示しておく。第一に、本稿の検討は、イギリス法上の制度を素材に、どのような理由から倒産会社の取締役に対する責任追及規定が必要とされ、そしてそれが実際にどのように機能するのかを探るものである。そのため、本稿では、わが国の議論に対して具体的な提言をしない。第二に、イギリス法の検討においては、二〇一五年以降の不当取引に関する議論に焦点をあてた。そのため、不当取引以外の規律の適用範囲を明らかにしたうえで、倒産局面にある会社の取締役の責任追及制度の機能や役割を明らかにするという検討はしていない。この点で、本稿の検討は、不当取引制度の現実の適用例の傾向しか明らかにできていない。

本稿は以下のような順序で検討を行う。まず、第二章で、イギリス法の近時の展開を紹介する。ここでは、まず、二〇一五年に制定された小規模事業、企業および雇用に関する法律を扱う。具体的には、債権者への金銭賠償を充実させることに関する規定の立法段階における議論を紹介する。次に、二〇一五年以降に公表された判例を三つ取り上げ、検討する。そして、その上で、イギリス法における不当取引責任の現状を明らかにする。第三章はまとめである。なお、本稿でいうイギリス法とはイングランドとウェールズの法のことを指す。

第二章 イギリス法の近時の展開

第一節 不当取引に基づく責任追及規定の内容^⑤

第一款 一九八六年支払不能法二二四条の制定とその内容

一九八六年支払不能法二二四条は、倒産した会社の取締役に対する責任追及規定（本節から第三節まで、不当取引に基づく責任追及規定を指して単に「二二四条」ということがある。）である。

同規定は、イギリスにおける倒産法制のあり方を検討し、一九八六年支払不能の原案を作成したコーク委員会によって、提案されたものである。⁽⁶⁾ コーク委員会の作成した報告書（以下、「コーク報告書」）によれば、二二四条の制定は、責任追及制度の対象となる範囲を大幅に拡大するものであった。⁽⁷⁾ コーク報告書は、二二四条が、会社に合理的な履行の見込がないにもかかわらず、新たな債務を会社に負担させた場合を規律対象とするものだとしていた。⁽⁸⁾ その後、コーク報告書の提案した内容に、政府および国会が修正を加えて、現在の二二四条が制定された。⁽⁹⁾

一九八六年支払不能法二二四条不当取引⁽¹⁰⁾

(一) 会社の清算手続 (liquidation) において、当該会社の取締役であり、または、取締役であった者について、本条の第二項の要件充足が明らかになった場合、裁判所は、清算人 (liquidator) の申立てに基づき、第三項が適用される場合を除いて、当該会社の取締役または取締役であった者が、会社財産に対して裁判所が相当とする額を拠出すべき責任がある旨を宣言する。

(二) 以下の (a) (b) (c) があてはまる場合について本条は適用される。

(a) 会社が支払不能による清算に入った場合であること、

(b) 会社の任意清算が開始されるよりも前の時点で、その者が、会社が支払不能による清算を避ける合理的な見込みがないと知っていたか、またはそのように結論づけるべきであったこと、かつ、

(c) (b) の時点で、その者が会社の取締役であったこと。

ただし、(b) の時点が一九八六年四月二十八日以前である場合は、裁判所は宣言を行わない。

(三) 裁判所は、第二項 (b) の要件が最初に充足された後であっても、(当該会社が支払不能による清算を避け

る合理的な見込みがないことを知っていたことをと前提として）会社債権者に生じうる損失を最小化するという観点から、取締役が行うべきあらゆる手段を講じた者については、本条のもとでの宣言を行わないものとする。

(四) 第二項および第三項に関して、会社の取締役が知るべきまたは確認するべき事実、取締役が到達すべき結論、および取締役が行うべき全ての手段は、以下の(a)および(b)の両方を備える、合理的で勤勉な者によって、知られもしくは確認されており、または、到達されもしくは行われているものである。

(a) 会社との関係において、取締役によってなされる職務と同一の職務を行う者に対して合理的に期待される一般的な知識、技能および経験、ならびに、

(b) 当該取締役固有の一般的な知識、技能および経験。

(五) 第四項における、会社の取締役によって会社との関係でなされる職務についての言及は、当該取締役が実行していないが、委任されている職務を含む。

(六) 本条において、会社が支払不能による清算(insolvent liquidation)に入るとは、当該会社の資産が、清算の時点で、その債務と清算費用の額を下回る場合をいう。

(七) (八) 省略

本規定の要件の具体的な解釈やあてはめについては、次款で説明する。なお、以下では、会社の債務がその資産を上回る状態をバランスシートに基づく支払不能と呼び、会社が弁済期にある債務の履行をできない状態を、キャッシュ・フローに基づく支払不能状態ということがある。

第二款 二一四条に関する判例の判断枠組み^①

二一四条に関する判断枠組みと各要件に関する判例の示した解釈の内容は以下のようなものである。

はじめに、会社の清算が二項（a）の定める「支払不能による清算」に該当するかどうかが問題となる。この「支払不能による清算」の意義は、六項に定められる。六項の定めによれば、支払不能による清算とは、バランスシートに基づく支払不能状態にある会社の清算のことである。

そのうえで、二項（b）の要件の充足が判断されることになる。二項（b）は、「会社の任意清算が開始されるよりも前の時点で、その者は、会社が支払不能による清算を避ける合理的な見込みがないことを知っていたか、またはそのように結論づけるべきであったこと」と定める。同規定では、「会社が支払不能による清算を避ける合理的な見込みがない」と結論付けるべきであったことが要件となっているが、問題は、誰のどのような視点からして、そのように「結論づけるべき」だったのかである。この基準を定めるのが四項であり、同項は、一般的に取締役として有すべき一般的な知識、技能および経験（四項（a））と、二一四条の追及を受けている個人が有する知識、技能および経験（四項（b））という二つの基準を定める。これらが二項（b）を判断する際の基準となる。一般的に、四項（a）の基準が取締役として有しているべき最低限の基準を規定し、四項（b）が属人的な知識や経験を問題にするため、判断基準をより厳格な方向へ修正する役割を果たす。

判例における二項（b）の要件充足に関する判断は、①取締役が会社の財務状態を把握できていたかどうか、②その財務状態で会社に事業を継続させたことが妥当なことであったかという点を中心に検討される。取締役が会社の財務状態を把握できていなかった場合には、漫然と事業を継続しただけであると判断される傾向にあり、二項（b）の要件充足が肯定されやすい。一方で、①の判断において、取締役が会社の財務状態を把握していたと判断された場合、

②の判断においては、基本的に、取締役の判断が尊重される傾向にあり、二項（b）の要件充足は容易には認められない。この際、裁判所は、判決文中で、後知恵を用いた判断を戒める表現を用いることが多い。

二項の要件が充足された場合であっても、三項の適用が認められれば、取締役は二二四条に基づく責任を負わない。同項の判断においては、「あらゆる手段（every step）」という文言が問題となる。三項の要件も、四項の基準の下で判断される。三項の要件充足が認められる行為であるというためには、取締役の認識内容として、二項（b）の要件が充足しており、そこから抜け出すためにある行為を実施したことまでは要求されない。ブライアン・デュー・ピアソン判決^⑫によれば、その行為によって会社に利益を生じさせようとしたという程度の認識で足りると判断された。

二項の要件充足が認められ、三項の適用が認められないとき、取締役は会社財産に対して資金を拠出する責任を負うことになる。この際、資金拠出責任を負う額の具体的な算定方法が問題となるが、二二四条一項は、「裁判所が相当と考える額」と定める。この具体的な判断について、裁判所は、二二四条に関する最初の公表判例であるプロデュース・マーケティング・コンソーシアム判決^⑬以降、一貫して、二項（b）の要件充足が認められた時点以降に、事業を継続したことから増加した会社の債務の額であると判断してきた。以下では、このような増加を正味損失（net debt）の増加という。このような判断がなされるのは二二四条の趣旨が損害の填補にあるためである。もともと、上記額の具体的な算定方法は、事案によって異なる。たとえば、計算書類や会計帳簿などが作成されていないため、裁判所が、会社の財務状態を明らかにできない事案では、二項（b）の時点以降に増加した債務の額をもって資金拠出責任を負う額と判断することがある^⑭。また、事業の継続と会社の債務の増加の間に因果関係が要求されることもある。たとえば、ブライアン・デュー・ピアソン判決では、天候悪化という事情によってより多くの損失が生じたとして、それによって引き起こされたであろう額を、資金拠出責任を負う額に含めないという判断がなされている。

最後に、取締役が資金拠出責任を負う結果、拠出することとなった額（以下では、「出資金 (contribution)」という）は、浮動担保や固定担保といった担保権の対象に含まれない。出資金は、制定法上の優先順位が適用される会社の一般財産 (asset of company) を形成することになる⁽¹⁵⁾。

第二節 小規模事業者、企業および雇用に関する法律の制定と債権者への救済の強化

第一款 小規模事業者、企業および雇用に関する法律とその背景事情

小規模事業者、企業および雇用に関する法律 (Small Business, Enterprise and Employment Act 2015. 以下、「SBEA」とする。) は、二〇一五年三月二六日に女王の裁可 (Royal Assent) を受け、公布された⁽¹⁷⁾。同法の制定目的は、「英国が、ビジネスを行う場所および革新的で競争的な小規模事業者にとっての新たな機会を提供する場所として、信頼性と公平性があると、世界的に認められ続けるようにすることを確保すること」⁽¹⁸⁾である。同法には、会社法、倒産法および労働法分野に関わる様々な規定が定められている⁽¹⁹⁾。

SBEAの制定作業は、二〇一三年に開始された。英国事業・革新・技術省 (Department for Business, Innovation and Skills. 以下では、「BIS」という)⁽²⁰⁾は、二〇一三年七月に「透明性と信頼性：英国会社の所有に関する透明性の向上と英国ビジネスの信頼の強化」というディスカッション・ペーパー（以下、「二〇一三年報告書」という）を公表した。その後、それに寄せられた意見を踏まえて、二〇一四年四月に同タイトルの政府答申⁽²²⁾（以下、「二〇一四年報告書」という）を公表した。そして、同年六月から翌年三月末にかけて国会において同法に関する審議がなされ、既述のように、同法は成立した。

以下では、SBEAに定められた規定のうち、倒産局面にある会社の取締役に対する規律と関連するものを中心

に、規定の内容と制定過程の議論を紹介する。

第二款 不当取引に基づく責任追及規定と関連する改正内容とその制定過程での議論

第一項 不当取引に基づく責任追及と関連する改正内容

二一四条に関するSBEAの改正点は、次の二点である。第一に、会社管理(administration)の場合にも不当取引に基づく責任追及(一九八六年支払不能法二四六条ZB)が行えるようになったことである(以下、本節では、二一四条と二四六条ZBを合わせて「二一四条等」ということがある。⁽²³⁾また、これに伴って、二一四条と二四六条ZBの間の文言を共通にする作業がなされ、(イ)二一四条二項(b)の文言が、「会社の任意清算が開始されるよりも前の時点で、その者が、会社が支払不能による清算または『支払不能による会社管理』を避ける合理的な見込みがないと知っていたか、またはそのように結論づけるべきであったこと(筆者注…変更箇所について二重カギ括弧で強調)」という文言に、(ロ)二一四条三項の文言が「裁判所は、第二項(b)の要件が最初に充足された後であっても、『取締役が二項(b)の規定において言及された事項を知っていたという仮定に基づき、』会社債権者に生じうる損失を最小化するという観点から、取締役が行うべきあらゆる手段を講じた者については、本条のもとでの宣言を行わないものとする(筆者注…変更箇所について二重カギ括弧で強調)」という文言にそれぞれ改正された。⁽²⁴⁾

第二に、清算人および管理人は、二一四条等の請求権やその結果として生じる金銭(proceeds)を第三者へ譲渡(assign)せよ(一九八六年支払不能法二四六条ZD⁽²⁵⁾)。

国会への法案の提出に際して実施された影響評価(impact assessment)⁽²⁶⁾によれば、両規定の制定趣旨は、倒産制度とそのエンフォースメント制度への信頼性を強化することであった。⁽²⁷⁾もっとも、上記二規定については、改正の経緯

やその狙いが微妙に異なるので、以下では、提案の経緯や立法過程での議論を区別して紹介する。

第二項 会社管理への不当取引に基づく責任追及規定の導入に関する制定過程の議論

最初に、会社管理の内容を簡単に説明しておく。会社管理とは、一九八六年支払不能法において導入された再生型倒産手続である。会社管理は、裁判所によって選任された管理人のもと、債権者による取立てが一時的に猶予された状態で、会社再建の方策が検討され、あるいは、その再建が困難な場合には清算手続よりも有利な条件での会社財産の換価の準備がなされるというものである⁽²⁸⁾。

二一四条と同じ規定を会社管理にも導入するという議論は、先に述べた二〇一三年報告書において提案されたものではない。この提案は、当時の内閣であるキャメロン内閣において進められていた「規制緩和改革 (Reg Table Challenge)」との関連で公表された報告書「規制緩和改革…不要な規制を削減し手続を簡素化する倒産法への変更」⁽²⁹⁾において示されたものである⁽³⁰⁾。これを受けて、二〇一三年報告書が上記議論を取り上げた。

二〇一三年報告書は、以下のような場面を念頭に、不当取引に基づく責任追及が清算手続でしか行えないことを非効率的だと考え、会社管理手続にも二一四条と同様の規定が設けられるべきだという。その場面とは、会社管理がなされたが、もはや会社が立て直すことができないことが判明した場合で、かつ、二一四条に基づく責任追及が認められる事情が明らかに存在した場合である。このような場合に会社管理に二一四条と同等の規定がないと、管理人は、不当取引に基づく責任追及を行うために清算手続へと移行し、清算人の資格で二一四条を行使しなければならぬ。これは、手続の移行が伴うため、コストを生じさせる結果、債権者を利用可能な会社財産を減少させることになる⁽³¹⁾と指摘された。これに加えて、会社を立て直せる見込みがあるかないかを判断できない場合には、会社管理を中断して

清算手続に移行できないために、不当取引に基づく責任追及が認められそうな事情があったとしても、二一四条に基づく責任追及を行えないという不都合があることも指摘された。⁽³²⁾

このような理由から、会社管理にも二一四条に相当する規定を設けるという提案がなされた。⁽³³⁾ 同提案は、庶民院および貴族院の審議を経て、提案通りに成立した（S B E E A 二四六 Z B 条）。

第三項 請求権等の譲渡を認める規定に関する制定過程の議論

二一四条の請求権とその請求権の行使の結果得る金銭（以下、合わせて「請求権等」という）の譲渡に関する規定は、二〇一三年報告書において提案されたものである。⁽³⁶⁾ このような規定が明文で定められたのは、二一四条に関する従前の判例法理が、以下のような理由で、その請求権等の譲渡を認めていなかったからであった。第一に、清算人が自らの権限で二一四条にかかる請求権等を譲渡できないとされていたことである。これは、清算人の売却権限が会社財産に限定されている一方で、二一四条の請求権等は会社財産に含まれないとされていたからである。⁽³⁷⁾ 第二に、判例は、二一四条にかかる請求権等の譲渡が、利益分配付きの訴訟費用の肩代わり（champerly）にあたるとして無効であると判断していた。⁽³⁸⁾

しかし、このような判例の立場は、清算人が二一四条を行使しないと判断すれば、無担保債権者が同条の行使によって生じうる配当増加の機会を失わせるものである。⁽³⁹⁾ 実際に、提訴費用の問題から二一四条が利用されていないとの指摘もあった。⁽⁴⁰⁾ このような問題がある中で、もし、二一四条に関する請求権等が譲渡できれば、清算人は、二一四条を裁判所で行使せずとも、譲渡の対価という形で金銭を取得できるようになる。⁽⁴¹⁾ そして、この金銭は、会社財産に帰属し、無担保債権者への配当原資が増加することにもなる。

そこで、このような取り扱いを認めるために、二一四条の請求権等の譲渡を認める規定が定められたのである。⁽⁴²⁾ ことから明らかなように、同規定の目的は、会社債権者への金銭的救済を強化することであつた。⁽⁴³⁾

もつとも、同規定の制定が、債権者への金銭的救済の強化に資するかどうかは、請求権等について対価を払って譲り受けようとする者がいるのかどうかに依存する。⁽⁴⁴⁾ 請求権等が譲渡された後、その譲受人は、二一四条等の行使によって出資金を得る反面、それに要する費用を負担することになる。⁽⁴⁵⁾ それゆえ、譲受人が対価を払って、二一四条に関する請求権等を取得するかどうかは、実際に二一四条を行使して出資金を得られる見込みがあるのかどうかという問題である。

実際にこのような懸念が表明されていた。それは、譲受人が、十分な証拠資料をもって二一四条の主張および立証を行えないことを懸念するものであつた。二一四条に基づく資金拠出責任の判断では、会社の財務状態などを踏まえて二項(b)の要件充足を判断することから、立証負担は重いといわれる。⁽⁴⁶⁾ それにもかかわらず、譲受人は、清算人と異なつて、会社内部についての情報収集権限を有さないため、十分な証拠資料をもって立証活動を行うことができず、出資金を得られないという事態が起こりうるかもしれない。⁽⁴⁷⁾ そして、このようなことが予測されるならば、誰も二一四条に関する請求権等について対価を払って取得しようとしなくなるといふものである。⁽⁴⁸⁾

パブリックコメントの結果を紹介した二〇一四年報告書によれば、本規定についての賛否は様々であつた。本規定の導入に消極的な立場によれば、二一四条の実体要件に関する問題から、本提案が債権者に著しい便益を生み出さないことや、⁽⁴⁹⁾ 譲受人に調査権限がないことの指摘もあつた。⁽⁵⁰⁾ より否定的な意見の中には、濫訴の懸念を表明するものもあつた。⁽⁵¹⁾ 一方で、特に理由は示されていないが本規定の導入が取締役の不適切な行為への抑止力を高めるといふ意見もあつた。⁽⁵²⁾

以上のような意見を踏まえて、政府は、二〇一四年報告書で、二〇一三年報告書の内容を基本的に維持することとした。⁽⁵³⁾ 上述の懸念に対しては、請求権等の譲受人には、情報収集に関する様々な援助があることから問題ではないと考えていたようである。⁽⁵⁴⁾ また、濫訴 (unwarranted claims) のリスクについては、請求権等の譲渡の際に、倒産実務家が専門性と倫理性をもって対処するとし、また、そのような濫用的な対処に利用できる倒産法上の制度も存在すると述べていた。⁽⁵⁶⁾

その後、請求権等の譲渡に関する規定は、国会で審議された。庶民院の法務委員会でも、譲受人に情報収集権限がないこと等が指摘され、若干の議論があった。⁽⁵⁸⁾ 政府は、法務委員会での答弁において、同権限の譲渡はできないが、潜在的な購入者は、交渉時に、十分な情報を収集できるかどうかを確認することが可能であり、その際に潜在的な購入者にとって請求権等の譲受けが合理的かどうかを確認しようと述べた。⁽⁵⁹⁾ その後、提案された規定の内容で同規定は成立した。

第三款 補償命令の導入とその過程における議論

SBEAでは、資格剥奪制度に関する改正も行われた。⁽⁶⁰⁾ そのうち、債権者への金銭的救済の強化と関連するものとしては、金銭補償命令 (compensation order) の導入がある。⁽⁶¹⁾ 金銭補償命令とは、資格剥奪を受けた者に対して、その行為によって被害を受けた者への金銭賠償を命じる制度である。

改正内容を紹介する前に、資格剥奪制度の内容を簡単に確認しておく。取締役資格剥奪制度は、一九八六年取締役資格剥奪法に定められた規律である。⁽⁶³⁾ 同制度の主たる目的は消費者や市場の保護といった公益保護である。⁽⁶⁴⁾ 資格剥奪とは、取締役の地位にある者を、能力不足や不適切な行動をしたことを理由に、一定期間取締役として行動できなく

することである。

資格剥奪に関する申立てを行うのは、倒産局 (Insolvency Service) である。⁽⁶⁵⁾ 倒産局は、会社の倒産に際して、一九八六年取締役資格剥奪法に定められる資格剥奪事由があると判断した場合に、裁判所へ資格剥奪命令を求めて、その申立てを行う。⁽⁶⁷⁾ 裁判所は、これに理由があると判断したとき、申立てを受けた者が、一定期間、取締役や清算人等(以下、本款で「取締役等」という)として行動することを禁止する決定を下すことになる。また、資格剥奪は、誓約 (undertakings) と呼ばれる方法で認められることもある。これは、倒産局と申立ての対象となる者が、一定期間、取締役等として行動しないことを合意するものである。誓約には、資格剥奪命令と同様の効力が認められている。誓約には、裁判所の関与がないことから、命令よりも多く利用されている。⁽⁶⁸⁾

それでは、どのような理由から資格剥奪制度に金銭補償命令という制度が導入されたのであろうか。資格剥奪制度は、一定期間、取締役等の職務を行えなくするというもので、将来引き起こすかもしれない被害を防止するというものである。そのため、資格剥奪制度は、資格剥奪を受けた者の不適切な行動によって被害を受けた者に救済を与えることはできない。⁽⁶⁹⁾ かねてより、このような救済が伴わないことについて、不満の声があつた。⁽⁷⁰⁾ そこで、二〇一三年報告書は、このような救済を与えるための制度として、資格剥奪制度に金銭補償命令という救済方法を導入することを提案した。⁽⁷¹⁾

この提案の趣旨は、第二款第三項で確認した請求権等の譲渡に関する規定と同様に、債権者への金銭的救済を強化することにある。⁽⁷²⁾ もっとも、先述した二つの提案に比べれば、二〇一三年報告の時点で、金銭補償命令の内容は具体化されていなかった。そのため、同報告書は、誰がこの補償によって得た額の受益者になるべきなのかという質問をパブリックコメントの対象にしていた。⁽⁷³⁾

二〇一四年報告書によれば、パブリックコメントにおいて寄せられた意見の三分の二が金銭補償命令の導入を支持するものであった。⁽⁷⁴⁾ 金銭補償命令の受益者に関する質問に対しては、裁判所にいくらかの裁量を認めつつも、補償額から利益を受けるのは債権者集団 (creditors) であるべきという意見が多かった。

そのうえで、政府は、金銭補償命令について次のように述べた。

「政府は、一般的に要求される水準にない取締役が、その行動によって債権者へ損害を生じさせたとき、当該取締役はその債権者への賠償責任を負わせるという原則を確立したい。この原則を一般的に支持するために、我々は、国務省に、資格剥奪を受けた取締役に対する金銭補償命令の申立て権限を与えるであろう。この権限は、その取締役の行動によって引き起こされた、特定の債権者あるいは債権者全体への損失がある場合に行使されるものである」⁽⁷⁵⁾。

二〇一四年報告書は、資格剥奪に関する誓約においても、国務省が金銭補償を要求できるという提案を行った（以下、金銭補償命令と誓約による金銭補償を合わせて、「金銭補償制度」という）⁽⁷⁶⁾。さらに、裁判所と国務省は、その判断および申立てに際して、金銭補償の額や、金銭補償の受ける者の範囲（債権者個人か特定の債権者集団、債権者全体）についての裁量を有するともいう。同提案は、国会に提出され、特段の議論なく成立した（SBEA 一一〇条）⁽⁸⁰⁾。なお、成立した規定の概要は、次のとおりである。⁽⁸¹⁾⁽⁸²⁾ 資格剥奪命令および資格剥奪誓約に服する者は、国務省の申立てに基づき、会社債権者に対して金銭賠償をしなければならない。国務省が補償命令の申立てを行うのは、公益に資する場合であるといわれる。⁽⁸³⁾ この場合には、資格剥奪命令または同誓約を受けた者が行った行為によって、一以上の

債権者が損害を被っていることが必要である。金銭賠償を受ける債権者の範囲の決定について、裁判所は広範な裁量を有しており、特定の債権者とすることも会社財産とすることも可能である。⁽⁸⁴⁾そして、この額の算定では、生じた損失の額、資格剥奪命令や誓約に服する者がした行為の内容、すでに何らかの金銭的な賠償を行ったかどうかという要素が考慮される⁽⁸⁵⁾。最後の要素には、二二四条の出資金が含まれる。

第四款 小規模事業者、企業および雇用に関する法律の制定過程の議論における二二四条の現状認識

ここまで、SBEAによって制定された規定の内容とその制定過程の議論を紹介してきた。以上の検討より、これらの規定が、①会社管理にも二二四条の相当する規定を設けることで、不要なコストを削減することと、②取締役の不適切な行為によって損失を受けた債権者への金銭的救済を強化することを目的にして制定されたことが分かった。①は規制緩和との関連するもので、⁽⁸⁶⁾以下では、債権者への金銭的救済を強化するという②の点を中心に言及しておく。

②の点は、二〇一三年報告書や二〇一四年報告書のタイトルにも含まれる「透明性と信頼」というキーワードのうち「信頼」と関係するものである。ここでいう「信頼」とは、二〇一三年報告書によれば、「イギリスがビジネスや投資を行う場所として信頼されること」という意味である。⁽⁸⁷⁾二二四条の請求権等の譲渡や資格剥奪制度への金銭補償制度といった規定が導入されたのは、そのような信頼を得るためには、取締役の不適切な行為によって損害を受けた者への適切な救済が必要だと考えられたからである。⁽⁸⁸⁾

そして、このような改正の背後にあるのは、二二四条が機能していないという認識である。⁽⁸⁹⁾それが機能しない結果、倒産局面にある会社の取締役の不適切な行為によって損失を受けた債権者への金銭的救済も不十分なものとなってい

ると考えられている。二一四条が利用されない理由としては、その要件充足についての証明が厳格であることや、二一四条の追及をするための資金がないこと、二一四条の手続費用が高額であることが指摘されていた。⁽⁹⁰⁾

このような現状を受けて、S B E E Aは本節で見たような規定を設け、債権者への救済の強化を試みたのである。ここで重要なのは、改正の狙いが、救済を与えること、すなわち、債権者の損害の填補にあるということである。⁽⁹¹⁾⁽⁹²⁾

第三節 二〇一五年以降に公表された判例

以下では、二〇一五年以降に公表された二一四条に関する近時の判例を見ていく。三つの判例を取り上げるが、うち二つは同一事件である。紹介に際しては、判決が公表された順番に沿って紹介することとする。また、事案の概要と判旨を区別して記載しているが、本来であれば事案の概要に記載する方が望ましいと思われる内容も、判旨を引用する形で取り上げるため、判旨部分で紹介することがある。

第一款 ブルックス事件第一審判決⁽⁹³⁾

【事案の概要】

・ A社とY1らについて

A社は、一九八八年に創立されたテーマパークを運営する公開有限会社（p.c.）である。一九九六年三月以降、A社の取締役はY1とY2であった。Y2がA社の日々の業務を行っており、Y1は非業務執行役員であった。Y2は、元エンジニアであり、それまで取締役の地位に就いたことはなかった。一方、Y1は、小売業関連の会社で取締役を務めたことがあり、A社において助言と戦略の策定に関する役割を担っていた。Y1もY2（以下、本事件において

は、まとめて「Y1ら」という）も会計に関する専門性や資格は有していない。なお、Y1はA社から報酬を受け取っていない。

・二〇〇六年一月三十一日までのA社の財務状態とPLB報告書について

A社の会計年度末日は一月末日である。二〇〇六年一月三十一日時点の計算書類によれば、A社は、三〇五四七ポンド（なお、前年度は一一三一九ポンド）の損失を計上しており、前年度の繰越損失金（一四七〇二一四ポンド）がさらに増加していた。なお、二〇〇五年一月末から二〇〇六年一月末までの間には、債務についての履行遅滞も生じていた。

二〇〇六年六月頃に、コンサルティングであるPLB社は、A社の依頼を受けて、A社の現状とその改善策を示す報告書（以下、「PLB報告書」という）を作成した。その報告書は、上記のような財務状態であるA社が全く価値のない会社であること、テーマパークの競争力を維持するためには莫大な再投資が必要であること、従業員数について改善が必要であること、現在の来場者数とチケット額を前提とする限りでテーマパーク事業から利益が出ないこと等を指摘し、それを踏まえて改善策を提案していた。同報告書では、非営利組織への本件テーマパーク事業の譲渡も提案されていた。二〇〇七年の末までに、同報告書の提案した改善策については、ほとんど進展せず、かつ、以下のような二つの事情が生じたので、A社には新たな計画の策定が必要となった。

・税制変更に伴う付加価値税の増額に伴う問題について

二〇〇三年の税制変更によって、A社がテーマパークチケットの販売によって納付すべき付加価値税の額は、増加

していた。それにもかかわらず、A社は、変更前と変わらない額を納付し続けていた。そのため、内国歳入庁は、二〇〇六年九月一五日の通知書で、A社に対して、二〇〇三年から二〇〇六年までの未納分とその利息の合計約一五万ポンド（以下、これを、「本件付加価値税債務」という）の支払いを求めた。

これを受けて、A社は、二〇〇六年一〇月九日、会計事務所のパートナーであり税務の専門家でもあるBに相談した。Bは、内国歳入庁より請求された未納分については支払うことになる可能性があることを告げ、今後の対処策として以下の（１）～（４）を提案した。

- （１） 内国歳入庁の決定を受け入れて、支払猶予（time to pay arrangement）を求めること、
 - （２） 内国歳入庁に対して再審理（reconsideration）を求めること
 - （３） 上訴（appeal）を行うこと
 - （４） 裁量的な減額を求めて交渉をすることであった。
- それぞれの成功の見込みについては、（２）が非常に低い、（３）が妥当（good）ではあるが、主張の理由が曖昧なため薄い（slim）、（４）については、わずかな（remote）見込みしかないと評価されていた。これを受けて、A社は（２）と（３）を採用した。

二〇〇七年五月三日に、内国歳入庁は、A社に対し、再審理の結果、当初の判断が維持されることを通知した。

・ テーマパークの敷地についての賃貸料に関する問題について

A社は、テーマパークとして使用している土地を賃借していた。その賃貸借契約は、一九六四年に締結された長期賃貸借（99years-lease）であり、その賃料は年間二九五〇〇ポンドであったが、二〇〇六年九月二九日に賃料を見直す

ための審査がなされることにもなっていた。同審査において、貸主側のT社は、A社に対して、現在の賃料からの大幅な増額を提示した。A社は、この提示された額に合意しなかった（なお、A社としては、現在の賃料から二四〇〇ポンドの増額となる年間五三〇〇ポンドを提案していた）。その後も両社は交渉を継続したが、新たな賃料の額について合意できなかった。そこで、二〇〇七年二月に仲裁人が選任された。同年八月二十九日に、仲裁人の決定によって、賃料の額は年間九二五〇〇ポンドとなった。この賃料変更の効力は二〇〇六年九月二十九日に遡って生じるというものでもあった。なお、A社は、二〇〇七年六月の四半期支払日以降、賃料に関する支払いを一切していなかった（以下、増額分に係る未払分と六月の四半期支払日以降の未払賃料を合わせて「本件賃料債務」という）。

・二〇〇七年一月三十一日以降のA社の財務状態等

二〇〇七年一月三十一日を末日とする計算書類によれば、A社には二六七五一ポンドの損失が生じており、累積損失もさらに増加していた。もともと、上記額から減価償却費を控除した場合には、営業利益として約四万ポンドが生じていた。A社のキャッシュ・フローは改善しつつあり、さらにその負債総額も減少するなど、全体として見れば、A社の財務状態は前年度よりも著しく改善していた。

・A社の清算と清算人Xの主張の概要

その後、A社は、二〇〇九年二月六日に債権者による任意清算により、清算された。その日までに、本件付加価値税債務や本件賃料債務が支払われることはなかった。

A社の清算人であるXは、A社の取締役であったY1らに対し、二一四条に基づき三八万ポンドの出資金（contri-

button)の拠出を求めた。Xは、二二四条二項(b)の要件を充足する時点として、複数の時点を主張しているが、以下では、二〇〇六年一〇月九日の時点と二〇〇七年一月三十一日の時点を取り上げる。なお、判旨は二項(b)の要件のことを認識要件(knowledge condition)、三項の抗弁のことを損害最小化の抗弁(minimising loss defence)というが、以下では、それぞれ二項(b)の要件、三項の抗弁と呼ぶ。

【判旨】

ジョーンズ記録官(Registrar Jones: 以下、本款では「本件判事」という)は、Y1らが有する経験等からして、二二四条四項(b)に基づく基準で審査が行われることはない⁽⁹⁴⁾と述べた。そして、同判事は、合理的な取締役が有する一般的な知識や技能、経験(二二四条四項(a))を基準に審査を行うとした。また、本件では、A社の実際の財務状態を示す指標としては、減価償却費を考慮しなかった場合の利益である四万ポンドが採用された⁽⁹⁵⁾。

二項(b)の時点について

二〇〇六年一〇月九日についての判断

二〇〇六年一〇月九日という時点は、Y1らが、本件付加価値税債務に関する対処についての助言をBより受け、その対処方法を決定した日である。本件判事は、Y1らが、内国歳入庁からの付加価値税の納付通知に対して、再審理と上訴という対応を選択したことにつき、その選択が成功するとの助言に基づかないものであったことを指摘する。そして、Y1らが、再審理と上訴という対応にメリットのないことを認識しているべきであったとも指摘する。また、本件判事は、Y1らが支払猶予を求めるという選択肢を検討することが合理的であったともいう。そのうえで、二項

(b)の時点の充足が「近いうちに訪れること (near run thing)」であったとも指摘する⁽⁹⁶⁾。本件判事は、このような認識を示したうえで、以下のように述べた。

「問題は、前年度の営業利益が約四万ポンドであった会社に対して、二項(b)の要件充足が認められるのかという点であり、そして、支払猶予を求めることもできたと考えられる一〇月九日時点以降の八ヶ月間の利益に相当するものとして何が想定されるのかという点である。

取締役の合理的な予想 (expectation) の内容が次のようなものであったことは明らかである。すなわち、A社の財務状態が本件付加価値税債務のせいで非常に困難な状況にあり、そして、内国歳入庁から支払猶予の合意を得ることは……「その要件充足を満たせないために」困難だというものである。しかしながら、私の判断では、Y1らは、深刻な問題があることを認識し、あるいは、認識しているべきであった一方で、そのことから、A社の支払不能による清算が不可避であると合理的に予測するには早すぎた。私の判断では、……取締役があまりにも早く事業を停止させることもまた批判されうることである。

Y1らには、……行うべきことを調査する時間が与えられている。A社は、本件付加価値税債務に関する制約の下で、支払能力のある状態 (commercially solvent) であり、安定して利益を上げていた。〔筆者注…PLB報告書で提案されたことの実施や銀行からの追加融資等といった〕検討すべき多くの実行可能な策もあった。

さらに、清算の場合には、債権者に対して、ほとんど配当が生じないものだったであろう。本件の質借権は消滅し、あるいは放棄されたであろう。そして、その事業が質借権なしでは売却できない固定資産に依拠していた。対照的に、二〇〇六年六月以降に利用可能となったPLB報告書は、楽観主義 (optimism) を提供した。……私は、二項(b)の要件が、本規定の背後にある趣旨を考慮すれば、この段階では充足していないと判断する。将来の質料に関する仲

裁判断が、PLB報告書が示した解決策の達成をより困難にしたのは事実である。しかしながら、その最終決定は、はるか先のことであり（nowhere near）、実際に生じた結果と反対の帰結を導く数多くの選択肢と可能性があっただろう。^⑩」

二〇〇七年一月三十一日についての判断

「二〇〇七年一月三十一日の時点で、Y1らは、会計士であるSからの助言と本件付加価値税債務を……『そのままにした』ことの帰結を評価するための時間として、四ヶ月を有していた。Y1らは、以下のことを知っていたか、あるいは、知っているべきであった。

『(a) A社の利益が二年続けて、年間約四万ポンドであったこと。

(b) 本件付加価値税債務に対しては、再審理や上訴という成功の合理的な見込みのない対応がとられたままであったこと。

(c) 本件付加価値税債務を支払うためには、支払猶予とくに内国歳入庁との間の支払猶予が必要であり、このことを実施するための検討が何もなくなされていないこと。そして、本件付加価値税債務とその利息が三年から五年の間に支払われなければならないならば、その額は現在の利益水準に比して不均衡なものだったことは明らかであったこと。

(d) 本件付加価値税債務の支払いは、その後の本件賃料債務に関する問題が理由で、より困難なものになったであろうこと。……。

(e) PLB報告書は、資産の売却についての唯一の選択肢を提供したが、しかし、合理的な期待の内容としてはその成功が予想できなかったこと。……。

(f) もし、上記売却がなされなかったならば、A社は「新たな債権者から」借入をしなければならなかったであろうこと……。そしてこの選択肢は、二〇〇七年一月三十一日時点で検討されていなかったこと⁽⁹⁸⁾。

「私の判断では、Y1らが合理的に行動したとするならば、「再審理と上訴が成功することについての合理的な見込みの内容」は以下のようなものとなる。すなわち、本件付加価値税債務と賃料額の変更がないならば、二項(b)の要件は充足されなかったというものである。A社は、利益を上げつつ事業を継続することができ、それゆえ、次年度に、本年度末日の貸借対照表上の負債と同年度の事業継続によって生じた債務を支払うことができた。しかしながら、せいぜい、その結論は、賃料についての見直しの結果がA社の主張通りになった場合に成り立つものである。最悪の場合、変更後の賃料は支払うことができないものになるであろう。さらに、最善の結論でさえ、……本件付加価値税債務の支払いについての余裕の欠如という本質的な問題を残す。Y1らは、このことを知っていたかあるいは知っているべきであった。よって、二項(b)の要件は充足される。借入によって資金を調達できること、あるいは、PLB報告書の解決策によって債権者全体への弁済が生じることが合理的な期待の内容であることを支持する事情はない⁽⁹⁹⁾」。

本件判事は、二〇〇七年一月三十一日時点での二項(b)要件充足を肯定した。

三項についての判断

総論

「……何が合理的で誠実な者による『あらゆる手段』に該当するかは、事実可依拠する問題であるに違いない。指針の問題として、以下の要素が、取締役会によって考慮され、そして、同要素は、一般的な場面、および、事業が依然として継続可能だと仮定してなされる特定の財務上の意思決定を検討する場面の両面で考慮される。すなわち、会社の収支やキャッシュ・フローの予測を伴って、会計帳簿を最新の状態に保つこと。事業分析 (business review) を準備することや、損失を最小化するために実施される措置 (たとえば、経費削減) を含む将来の事業継続に関する計画を準備すること。債権者へ情報提供し続け、可能であれば借入れや支出を伴う計画についての合意を債権者から得ること。取締役会およびインフォーマルな形で、事業計画とともに、事業状況や財務状態の定期的な監督を行うこと。損失が最小化されているかどうかを確認すること。適切な資本金を確保すること。(法律および財務の) 専門家の助言を得ること。代替の再建策を検討すること、である」⁽¹⁰⁾。

二〇〇七年一月三一日から五月三日までについて

「二〇〇七年一月三一日時点のA社の財務状態を分析した後のY1らにとつての判断の出発点は、本件付加価値税債務が未払いであることを前提としつつも、A社に(……およそ四万ポンドもの)利益が生じていたということであった。この事実に基づけば、合理的な取締役は、それだけの利益を生じさせている事業を継続することによって責任が生じることは当然ないという結論、あるいは、同状態での事業継続が付加価値税の潜在的な弁済原資を当然提供するに違いないという結論に到達したであろう。たとえば、将来の利益(または支払猶予などのその他の方策)によって、

A社が負う全債務を弁済できなかったとしても、上記と同程度の利益によって、将来の利息や遅延損害金を支払うことができたであろうし、できたに違いない。それと同時に、取締役が会社の損失を最小化するために会社財産を売却して現金化することも可能であったであろう。

A社に事業継続させ、損失を最小化するために約四万ポンドの利益を得るという判断は、仮に二〇〇七年二月中にA社を清算させたならば、生じる可能性があったことをも考慮しなければならなかったであろう。A社を清算させた場合の合理的な予想の内容には以下のような事情が含まれるであろう

(a) 第一に、もし、万一、救済されようとするならば、事業の譲受人を早急に見つけなければならなかったであろう。しかし、テーマパークのある土地の賃料についての見直しがなされており、結果として賃料の大幅な増額も起こりうるという状況下では、合理的な期待の内容として、譲受人が見つかる見込みは著しく低かった。そして、清算に際してその賃借権に価値があることを示唆する証拠もなかった。実際のところ、清算人であるXは賃借権を放棄した……。

(b) 第二に、清算手続でのA社の主たる固定資産の売却が可能であったと仮定しても、それが大幅に減額された価格での売却 (fire sale) となり、このことが債権者にほとんど何も生み出さないことになる結論づけるのが合理的であったであろう。

(c) 第三に、現実的に、A社は取引を行うことができなかったであろう。具体的には、A社債権者のためになる追加の利益がなく、信用 (goodwill) も消失し、さらには、同社財産の売却を達成することに向けられた長期的なアプローチを実施する見込みもなかった。清算人は、PLB報告書の提案や代替策を実施できなかったであろうし、専門家から助言を得ることもできなかった。そのようなことを実施する資金もなかったであ

ろう。

私は、便宜上、これらのことを『清算による悪影響 (adverse consequence of liquidation)』と呼ぶ。

私の判断では、誠実な取締役の基準を適用すれば、清算による悪影響は、事業継続から生じうる潜在的な利益と比較した場合に、二〇〇七年二月以降もA社に事業継続させたというY1らの選択が正しいことであつたことを示す事情となる。もし、損失が最小化されうるとすれば、事業継続が唯一の方法であつた。私の判断では、賃料の見直しによる影響によって、上記結論が変更されうると結論付けるのはまだ早すぎた。

しかしながら、Y1らは、A社の事業の状態が確実に悪化しないようにする必要があつた。定期的なチェックが要求されており、そして、Y1らは近い将来に明らかとなる賃料額の変更に關する最終決定の潜在的な影響に注意しなければならなかつた」。

二〇〇七年五月三日以降について—三項の抗弁—

「あらゆる手段の実施として、Y1らは、……五月三日までに、合理的かつ迅速に、A社を清算させるかどうかについて再検討を行い、判断する必要があつた。言い換えれば、Y1らは、A社に事業継続させることが、清算による悪影響よりも債権者にとつてより良い結果を達成し、債権者の損失を最小化することになるのかどうかを再評価し、判断する必要があつた」。

「Y1らにとつての重要な問題は、八月二九日に示された賃料に關する仲裁人の判断が、A社の事業継続を困難なものとし、それゆえ、事業の売却をより困難なものにしたことである。それと同時に、仲裁人の判断は、事業の潜在的な売却価格を低下させた。これらのことは、必然的にA社の利益を減少させ、そして、二〇〇七年度末の水準に基づ

けば、事業継続という方法では損失を最小化できなくなった」⁽¹⁰⁾。

「私の判断では、二〇〇七年五月三日以降の時点についてのY1らの三項の抗弁に関する主張には、二つの根本的な問題がある。第一に、Y1らは、事業の売却を検討せずに、二〇〇七年五月から一年半の間、A社に事業継続させた。第二に、A社の事業継続のために、Y1らは本件賃料債務と本件付加価値税債務について差別的な取り扱いした。Y1らは、「上記二つの」債務の増加を許容し、それと引き換えにA社の事業継続のために必要な資金を確保し、A社の取引債権者への弁済を行った。本件賃料債務と本件付加価値税債務の債権者のいずれもが上記のような方針に同意していなかった」⁽¹¹⁾。

「私の判断では、三項の抗弁は、債権者全体に言及することによって判断されなければならない。なぜなら、二一四条によって保護されるものは、債権者全体であって、個々の債権者ではないからである。したがって、取引債権者が弁済を受けたという事実は、ある債権者集団の債務が増加していたという事実の考慮を不要にするものではない。合理的かつ誠実な取締役の審査のもとでの『あらゆる手段』という要件（三項の要件）の充足には、債権者の一部ではなく、債権者全体についての損失の最小化が取締役の目的とならなければならない。本件では、本件賃料債務および本件付加価値税債務の不払いという方針の結果から生じる両債務の継続的かつ著しい増加に対処するための措置が講じられなければならない」⁽¹²⁾。

「本件賃料債務と本件付加価値税債務の債権者らの損失を最小化する試みがなされず、その問題への対処ができなかったことは、それによって『あらゆる手段』が講じられなかったことを意味する」⁽¹³⁾。

「私の判断では、Y1らは、合理的で誠実な取締役の審査の下で、二〇〇七年五月三日または八月二九日以降に、『あらゆる手段』が講じられたことを証明できなかった」⁽¹⁴⁾。

出資金の額についての判断

本件判事は、まず初めに、二〇〇七年一月と二〇〇九年二月の時点のA社の財務状態を比較した。「本件質料債務と本件付加価値税債務の総増加額は、およそ三〇五〇〇〇ポンドであった。以上の増加額が損失額の最大額であり……両日の比較に基づいた正味損失の増加分である。資金拠出責任を負う出資金の額を評価する際に、裁判所の裁量が適用されるのは、この数値に対してである」⁽¹⁸⁾。

そのうえで、判事は、次のように判示した。すなわち、「私の判断では、あらゆる事情……を考慮したうえで、二〇〇七年一月三一日に、A社が清算されたと仮定すれば、資金拠出責任を負う出資金の総額は、四〇〇〇〇ポンド……になるはずである。この額は、個々の債権者の会社に対して有する債権から算定される一方で、不当取引によってA社に生じた損失を示すものである。同額は、清算費用の支払いに利用されない限りで「訳注…清算費用については、無担保債権者に対して優先権が認められている」、無担保債権者全体のために利用されるべきものである」⁽¹⁹⁾。

本件判事は、以上の額からさらなる減額を行った。というのも、判事の理解によれば、以上の出資金の額は、二〇〇七年一月一日を基準として算定されたものであるため、同額には、二〇〇七年五月三日までの三項の抗弁の成立が考慮されていないからである（具体的には、比例配分で月ごとの増加額を導き、そこから四ヶ月分を控除した）。これに加えて、二〇〇七年一月三一日または五月三日に清算させることができた結論づけるには不確実な要素があるとして、少額の減額もさらに行った。⁽²⁰⁾

本件判事は、結論として、「資金拠出される出資金額は、三五〇〇〇ポンド……となるべきである」とした。⁽²¹⁾これについては、Y1らは、連帯して責任を負うと判断された。

【分析】

第一項 二項（b）の時点に関する判断

本件では、清算人であるXは、二項（b）の要件を充足する時点を特定し、主張していなかった。もっとも、本件判事は、その主張内容より、五つの時点を特定し、同要件について判断した。⁽¹²⁾ なお、本件では、いずれの時点でもA社の取引は適切に記録されており、Y1らはA社の財務状態を適時に把握していたことが認定されている。⁽¹³⁾

本稿では、上記五時点のうち、二項（b）の要件が充足された時点である二〇〇七年一月三一日と、その直前の時点である二〇〇六年一〇月九日の二時点を取り上げた。これは、両時点の比較によって、二項（b）の要件充足が認められた理由が理解しやすくなると考えたからである。

二〇〇六年一〇月九日という時点は、Y1らが、会計士Bより本件付加価値税債務についての助言を受け、内国歳入庁に対して、再審理と上訴という形で対応することを決めた日である。他方で、二〇〇七年一月三一日という時点は、先の時点から四ヶ月が経過したという理由で選択されたものである。いずれの時点でも、二二四条二項（b）の要件充足に関する判断枠組みは、（イ）A社の取引状況（利益が計上されるか損失が計上されるのか）を基礎に、（ロ）本件付加価値税債務の問題と（ハ）本件賃料債務の問題を考慮するというものである。共通の判断枠組みを採用しながらも、判断が分かれたのは、（ロ）と（ハ）の事情を踏まえて、事業継続の適否を検討する時間の長さとそのについての評価の違いによるものであった。

以下では、各考慮要素について見ていく。（イ）に関する判断において、本件判事は、A社の財務状態について四万ポンドの利益が生じていたという。この四万ポンドという数値は、損益計算書上において減価償却費（一般管理費用）を考慮しなかった場合の数値である。上記数値が用いられたのは、すでに支出済みの費用である減価償却費を反映さ

せて算出された数値が、会社の実際のキャッシュ・フローを問題にする場面では適切でないと判断されたからであった。⁽¹⁴⁾このような理由から、いずれの時点の判断においても、A社の財務状態を示す数値としては四万ポンドが採用された。

それでは、二〇〇六年一月九日と二〇〇七年一月三一日とで、(ロ)(ハ)に関する評価がどのように異なったのであろうか。

本件判事の認定によれば、四万ポンドの利益が生じているといえた二〇〇六年一月九日の時点でも、取締役の合理的な認識の内容は、A社の置かれている状態が厳しいというものであった。⁽¹⁵⁾というのも、本件付加価値税債務の額を含め、A社の負債額が大きすぎたからである。しかし、このような評価をしつつも、本件判事は、結論として二項(b)の要件充足を否定した。それは、特に、(ロ)について、実際に選択されなかった内国歳入庁との間での支払猶予という対応が合理的であり、その検討のための時間を認めるべきと判断されたからである。⁽¹⁶⁾また、その他にも取りうる手段があったことが指摘されている。⁽¹⁷⁾このような評価を導くに際しては、「早すぎる清算も望ましくない」という価値判断を示した先例を引用しており、上記判断は、そのような価値判断を踏まえてのものでもある。⁽¹⁸⁾

以上をまとめれば、本件判事は、二〇〇六年一月九日の時点では、早すぎる清算も望ましくないという考え方を前提にしつつ、同時点ではいくらかの改善策をとれる余地があり、そのことからすると時間的猶予が与えられるべきだと考えたといえる。このようなことから、同時点での二項(b)の要件充足は否定された。

これに対して二〇〇七年一月三一日の時点では、先述の通り二項(b)の要件充足が認められた。判旨の表現からは明らかではないが、一〇月九日の時点で要件が充足しないとされた理由が、対応策を検討する時間的猶予を与えるべきというものであったことから、四ヶ月の経過という事情によってその理由が妥当しなくなったために二項(b)

の要件が充足されたのであろう。⁽¹²⁾なお、本件判事は、(ロ)の事情を考慮せず、(ハ)の賃料に関する見直しの結果がA社の要求通りになった場合には、二項(b)の要件充足が否定されると述べている。⁽¹²⁾

第二項 三項に関する判断

三項の要件充足に関する判断は、二項(b)の要件充足が前提となる。本判決でも、三項の要件充足に関する判断枠組みは、直ちにA社を清算させないことが、どのような理由で会社債権者の損失を最小化するのかという点を問うものになっている。⁽¹³⁾

本判決は、三項の抗弁に関する証明責任が取締役側にあることを示したうえで、⁽¹⁴⁾同項の要件充足について五月三日の前と後で異なる判断を示した。すなわち、一月三十一日から五月三日までのA社の事業継続については三項の要件充足が認められた一方で、五月三日以降についてはそれが否定された。これは、同日以降に、内国歳入庁より、本件付加価値税債務に対する再審査の結果として、元の決定を維持するという結論が伝えられるなどA社を取り巻く状況に変化が生じていたからである。⁽¹⁵⁾本判決は、同日を境にして、A社の事業継続が一部の債権者の犠牲のもとでなされるようになったと評価する。

五月三日以前の事業継続について三項の要件充足が認められたのは、A社を直ちに清算した場合と、事業継続させた場合とでは、後者の方がA社債権者にとって利益になるといえたからである。というのも、A社が、当時、四万ポンドの利益を計上している会社であったといえた一方で、直ちに清算させたとしても、それを越える利益が出ないと判断したからである。このようなことから、清算がA社債権者にとっての利益にならないとされた。⁽¹⁶⁾

一方で、本件判事は、五月三日以降の事業継続が、本件付加価値税債務の債権者である内国歳入庁と本件賃料債務

の債権者であるT社の犠牲のもとで、可能になったものと評価する。具体的にいえば、上記二債務者への弁済を行わず、それらの債務額を増加させたことで、A社は、他の債権者へ弁済し、それによって事業継続したと評価された。本判決は、三項の「あらゆる手段」という要件充足が認められるためには、すべての会社債権者についての損失を最小化する目的が必要であり、既述のような手段をとったとされる五月三日以降については三項の要件充足が認められないとした。

以上より、一部の債権者に対して犠牲を強いる形での事業継続は、他の債権者への弁済を伴うものであったとしても、三項の要件充足を認める事実になりえないということが分かる。⁽¹⁷⁾

第三項 出資金の額に関する判断

本判決は、資金拠出責任を負う額の判断に際して、先例の判断をまとめている。⁽¹⁸⁾ 先例の立場をまとめれば、損害填補の趣旨のもとで、(A)二項(b)の要件充足の日から現実の清算の日までの間の会社の正味損失の増加分を算定し、そのうえで、(B)同額から裁量的な減額を行うというものである。本判決も同様の方法を用いる。

本件で資金拠出責任が認められるのは、五月三日以降のA社の事業継続についてである。この事業継続は、先述のように、内国歳入庁とT社の債務を増加させた一方で、その他のA社債権者にとって利益となったというものである。⁽¹⁹⁾ このような特徴は、(A)の算定を行うに当たっても考慮され、具体的には、次の三つの要素を考慮する形で(A)の算定が試みられた。⁽²⁰⁾ すなわち、①内国歳入庁に対する債務の増加額、②弁済を受けた取引債権者の利益と銀行の貸越残高の減少額、③T社に対する債務の増加額である。そして、本件では、出資金の算定は①と③の和から②を控除して(①+③-②)算出された。

もつとも、A社の会計年度末日が一月末日であることから、五月三日時点のA社の財務状態を示す計算書類はない。そこで、本件判事は、代替策として、二〇〇七年一月三十一日と二〇〇九年二月六日の計算書類を比較することで、(A)の算定を行った⁽¹⁸⁾。そのうえで、(B)三項の抗弁が認められることを考慮するための裁量的な減額が行われた⁽¹⁹⁾。以上のような算定から導かれた額は三万五〇〇〇ポンドとなっている⁽²⁰⁾。これは、不当取引とされた事業継続によって会社が生じた損失であり、会社の清算によって債権者の回収不能となった額ではない。

第二款 ラルス・ビルダー事件判決⁽²⁴⁾

【事案の概要】

・本件会社とその財務状態

ラルス・ビルダー社（以下、「R社」）は建設業を営む株式会社（Ltd）である。同社の取締役は、Y1、Y2およびY3（以下、本件では、まとめて「Y1ら」という）である。同社は、二〇〇八年までは黒字状態であったが、その後は赤字状態であった。同社の二〇〇八年度と二〇〇九年度の計算書類（会計年度末日は一〇月三十一日）によれば、同社には営業損失が生じていた。また、二〇一〇年六月に作成された二〇〇九年度の計算書類によって、R社が深刻な債務超過状態であることも明らかとなっていた。二〇一〇年三月以降、R社は、同社債権者から債務の履行を迫られるようになっており、銀行に対する貸越残高の額も貸越約定額を超過していた。

・Xの主張内容

清算人であるXは、Y1らが、二〇一〇年一〇月一三日までR社に事業継続させたことについて、二二四条に基づ

く資金拠出責任を負うと主張する。Xは、二項(b)の要件を充足する時点として、同年七月三十一日と八月三十一日を主張する。

・二〇一〇年六月～八月にかけての事情

Y1らは、R社の会計係であるSからの指摘によって、R社が債務超過状態であることを認識していた。このころ、Y1らは、R社の債権者から弁済についての「強い圧力」があることや、R社の事業継続の可能性に関する法的および財務的な助言を倒産専門家から得る必要性があることも認識していた。

同年七月末ごろから、Y1らは、倒産実務家Tと二度会議を行い、助言を得た。Tは、七月二二日付の書面で、以下のことを指摘していた。①R社が支払不能状態にあることが明らかなこと、②R社を清算させないために、銀行から、貸越約定額を超える部分の返済について、時間的猶予を得る必要があること、③会社債権者との間で返済について和解できるようにすることである。R社は、二〇一〇年七月三十一日の時点で、バランスシート基準でも、キャッシュ・フロー基準で見ても支払不能状態であった。

二〇一〇年七月末は、R社にとって売上が最も多くなる時期であった。Sの予測では、二〇一〇年八月～一〇月の間の純利益は約三三万ポンドであった。それゆえ、直ちに事業を停止することは、締結済みの契約についての債務不履行を生じさせることから、R社の損失を増加させる可能性もあった。八月の初めに、銀行より、貸越約定額を超えた分についての返済猶予が認められた。会計士Tは、Y1らに対して、R社の財務状態に注意する必要があることと、R社の事業継続によってY1らが二一四条に基づく資金拠出責任を負うリスクがあることを伝えていた。

・ J からの資金提供の申し出について

Y1らは、二〇一〇年の初めごろに、Jという投資家を紹介された。Jは、R社の親会社であるD社の株式を取得することに関心を示しており、また、D社の関連事業への資金提供にも関心を示していた。実際に、Jからは、約二五〇万ポンドの資金提供が持ち掛けられており、Y1らは、この資金をもとにR社を立て直そうと考えていた。

この資金提供は、二〇一〇年八月二日までになされるはずであったが、同時点までに資金は提供されなかった。同日以降も、Jからの資金提供はなかったが、R社は、その後も事業を継続した。Y1らが、Jからの資金提供が実行されないと判断したのは同年九月末であった。

・ R社の八月以降の事業継続と清算

R社は、二〇一〇年八月から一〇月にかけて、事業を継続した。その結果、一定の利益を得たが、これは、弁済期の到来していた銀行に対する借入や、R社従業員への給与の支払いに充てられた。その後、R社は二〇一〇年一〇月一三日に会社管理手続を開始し、その後二〇一一年一月に清算手続へと移行した。なお、会社管理の開始した一〇月一三日の時点で、R社の銀行口座には、二四〇〇〇ポンドしか残っておらず、八月三日の時点でR社の債権者であった者の一部が弁済を受けられなかった。また、九月一日から一〇月一三日の間にR社と取引をした債権者（以下、「新債権者」）も会社管理に入った時点で弁済を受けられなかった。

【判旨】

Y1らは、会社の財務事項についての優れた見識を有するわけではないので、Y1らの審査には二一四条四項（b）

が適用されないと判断された。⁽¹⁸⁾

二項(b)の要件充足について

本件における争点

スノーデン判事(以下、本款では、「本件判事」という)は、二〇一〇年七月末の時点で、R社が支払不能状態であったことを認定する。そのうえで、本件判事は、二〇一〇年七月末または八月末のそれぞれの時点で、R社が事業を継続したことで生じうる利益(約三三万ポンド)を考慮したときに、支払不能による清算を避ける見込みがあるといえたかどうかを検討する。

「……いずれの時点でも、Y1らには、R社が事業を継続することだけで、バランスシート上の約一四〇万ポンドの負債を完全に弁済できるに違いないと結論付ける合理的な見込みはなかった。それは、たとえ、R社の債権者と銀行が、同社の事業継続のために必要であった長期の支払猶予を与えることに合意したとしても、である」⁽¹⁹⁾。そして、本件判事は、Jからの資金提供の見込みという事情の存在を指摘し、考慮するとした。Jからの資金提供は結果的になされていないため、「二二四条一項の適用に際しての重要な問題は、二〇一〇年七月三一日あるいは八月三一日までに、Y1らがJとの間で合意された資金提供に関して合理的な見込みがないことを知りまたは結論付けるべきであったかどうかである」とした。⁽²⁰⁾

七月三一日時点でのJからの資金提供の見込み

「……私は、合理的で注意深い取締役が、〔Y1らの調査した〕Jに関する情報以上の情報(たとえばあったとし

てもである）を認識したとは考えない⁽¹⁸⁾」。

「より重要なこととして、Y1やY3を含む多くの者は、時折、Jから資金が提供されるのかについて疑問を感じていた。けれども、Y1らに対して、①Jが二五〇万ポンドでD社株式の二五％を取得し、そのうちの一〇〇万ポンドがR社へ提供されることが不当であること、②Jがそのような資金提供の手段を有してなかったこと、または、③Y1らが、Jの経歴、財務状態、経営計画に関してさらなる調査を実施すべきことの指摘がなされという証拠はない〔注…①②③は筆者によるもの〕」。

たとえば、二〇一〇年八月二日に、Tは、Jによる資金提供の話を知った。そして、Tは、Y1との議論の後で、八月六日付の書面で、Y1らに対し、Jとの間の交渉継続を（少なくとも時間制限付きではあったが）支持することを伝え、その際に何の批判もしなかった。私の判断では、このようなTの支持と、Y1らが異なる対処をすべきという指摘がないことは、非常に重要である。

二一四条の文言に照らせば、Tは、取締役に期待される一般的な知識、技能、経験を有する合理的な人物というだけではなかった。さらに、Tは、財務事項を除けば、建設業の経験を有していた。Tは、専門的な倒産実務家であり、Y1らがTの専門的な助言を期待していたことを理解していた。そして、二〇一〇年八月二日までに、Tは、R社の財務状態が深刻なものであることを認識し、時間的制約を考慮すれば、事業継続だけで、R社を立ち直らせることができないという見解を有し、さらに、R社を立ち直らせるために第三者からどれだけの資金を集める必要があるのかも知っていた。Tは、Y1らに、二一四条に基づく資金拠出責任の危険性を繰り返し指摘し、警告していた。Tは、Jに対して、会社の潜在的な救世主としての興味と、そのことについての懐疑の両方を抱いていた。

以上のことを背景にして、Tは、二〇一〇年八月六日付の書面において、Y1らに詳細かつ注意深い助言をした。しかし、Tは、一度も、Jからの資金提供が本質的に不当であるとは述べておらず、また、Y1らにJからの資金提供の信用性を確認するために、さらなる調査を行うべきことも述べていない⁽¹⁹⁾。

「(二) 四条に関する先例によれば、」会社の将来の見込みに関してY1らがどのような結論に到達すべきだったかを評価する際、裁判所は、適切な専門家によって表明された(あるいは表明されていない)見解や助言を重視できる。本件では、二〇一〇年七月下旬や八月月上旬におけるTの関与が非常に重要である。⁽¹⁹⁾「Y1らは、Tから専門的な助言を得ようと試み、これを獲得した。そして、その内容は、Y1らが不当な事業継続をしていないというものである。私は、それと異なる結論に到達するほどに十分な根拠があるとは思わない⁽¹⁴⁾」。

以上より、本件判事は、七月末時点での二項(b)の要件充足を否定した。

八月三十一日時点のJからの投資の見込みについて

「……二〇一〇年八月の第一週までに、Jは、R社を救済したのであれば、資金提供を実施することの著しい緊急性に気づいていなければならなかった。Jは、Y1らに資金提供の準備ができたことを伝えていた。もし、JがR社を救うことについて何らかの利益を有していたならば、……Jは実際に資金を提供していたであろう。しかしながら、はっきりとした事実は、Jが、約束通りに、R社の救済に必要な資金を提供しなかったということである。二〇一〇年八月の間にJからの資金提供は実施されなかった。」⁽¹⁹⁾

「私は、後知恵を用いることに注意し、快適な裁判所の中から、取締役の当時の行動を安易に批判するべきではないことに注意する。それにもかかわらず、Jとの間で交渉が進まないことや、Jが八月中に準備できると述べ

ていた資金提供がなされなかったことから、私は、Y1らが、二〇一〇年八月末までに、JがR社を救うために、必要な資金を提供する合理的な見込みはもはやないと結論づけるべきであったと判断する。Y2の証言によれば、Jからの資金提供が依然として約束されており、Y1らは依然としてJを信頼していたようであるけれども、私は、このことが希望と樂觀主義に基づくだけのものであったに違いないと考える。二〇一〇年八月末までに、私は、R社の至急必要としていた資金がJによって提供されるという期待に、合理的な基礎がもはやなかったと考える。私の見解では、Y1らは、現実的な評価として、二〇一〇年八月の時点で、Jを信頼せず、R社に支払不能による清算を避ける合理的な見込みがなかったと結論づけるべきであった。^⑩

三項と出資金の額についての判断

「私は、以下のような主張によって、二一四条三項の主張が証明されるとは考えない。すなわち、本件でY1らが主張したように、二一四条二項(b)の要件充足が認められた時点以降のY1らの行動が、R社の正味損失を減らすことを目的にしていたというものである。

二一四条の一項の役割と文言と三項のそれらは異なる。同条一項は、会社の財務状態を不当取引がなされなかった状態へと回復させるための金銭的救済を定めた規定である。それゆえ、同項は、無担保債権者全体に対する不当取引の影響に焦点をあてる規定である。対照的に、同条三項は、結果ではなく、二項(b)の要件充足が認められた時点以降に、取締役が債権者を保護するために導入した枠組み(regime)に焦点をあてるものである。もし、取締役が、二項(b)の要件充足が認められた時点以降に、債権者へ生じうる損失を最小化するという観点から、とるべきであったあらゆる手段を講じたことを明らかにできたならば、その取締役は、二一四条一

項のもとでの責任を負わない。それは、たとえ、取締役が、実際には彼の目的を達成できていなかったとしても、である。

二一四条三項で表明されている文言（『あらゆる手段』）に鑑みれば、同項において、取締役の証明すべきことの内容は厳しいものであることが想定されている。したがって、私は、同項を厳格に解釈することが正しいことであると考ええる。そして、私の解釈によれば、同項を主張する取締役に対して要求される証明の内容としては、その事業継続が会社の正味損失を減らすことを意図したものであったということに加えて、その事業継続が債権者個人に生じうる損失についてのリスクを最小化するために適切に設計されたということも要求されることになる。もし、このような解釈が採用されないならば、債権者全体の損失を減らすために事業を継続したと主張することによって、取締役が二一四条三項の抗弁が認められてしまうことになってしまっただろう。これは、債権者間でどのような結果が生じていようと、その達成方法を問わないものとなる。

本件の事実は、非常に良い例を提供する。本件では、Y1らが、無担保債権者全体に関するR社の正味損失を減らすことに成功したかどうかに関係なく、Y1らに対して、二一四条三項の適用が無条件に認められるべきではない。それは、Y1らの選択した事業継続の方法が、最終的に弁済されなかった新債権者「(44) 誤注…八月以降にR社と取引した債権者のこと」の犠牲によって、銀行や一部の債権者へ弁済するという結果を生じさせたからである。(45)「Y1らが新債権者の利益を保護するために『採用するべきであった』手段を実施しなかったことは、Y1らに對し、二一四条三項の適用が認められないことを意味する。」

出資金の額

「……〔先例より〕、私は、Y1らが二一四条一項のもとで出資金の拠出を要求されるかどうかを決定する正しい方法が以下のものだと考える。すなわち、……二〇一〇年八月三一日からR社が会社管理手続を申し立てた二〇一〇年一〇月一三日までの事業継続によって、同社に損失が生じたかどうかを判断することである。そして、算定の出発点としては、上記二つの日の間で、無担保債権者に関するR社の正味損失の増減があるかどうかを問題とすべきだと考える。

私は、先例より……出資金と事業継続の間には因果関係がなければならぬと考える。会社が正式に倒産処理を開始した場合に必ず生じる損失は、二一四条のもとで取締役に関与されるべき損失ではない⁽¹⁶⁾」。

このように述べたうえで、本件判事は、具体的な出資金の額の算定を試みるに際して、どのような証拠を用いるべきかを検討する。本件判事は、清算人であるXの作成した表に依拠できるかどうかについて判断する。本件判事は、その表から算定される額には、事業の停止や会社財産の換価によって引き起こされた損失が含まれていないとし、その表を用いた算定を行わないとした⁽¹⁷⁾。

そのうえで、二〇一〇年八月三一日時点と一〇月一三日時点のR社の貸借対照表を比較する。一見すると、約九〇万ポンドの正味損失の増加が認められる。しかし、本件判事は、これらの貸借対照表の数値に誤りがあることや、八月三一日の時点と一〇月一三日の間で、R社が有する債権の価値についての評価手法が異なっていること等を指摘する。そのことから、本件判事は、両時点の評価手法を統一するという修正を行い、両時点の損失の増加分を算定し直した。それによれば、R社の債務超過額の額は、八月三一日が一五九三七四ポンドであり、一〇月一三日が一〇二六五四一ポンドであったため、R社の財務状態には改善が見られたと指摘する。このよう

な可能性があることから、本件判事は、十分に立証された結論に到達しないとした⁽¹⁸⁾。

また、Xは、本件では計算書類に不備があるので、パーポイント判決やクドス・ビジネス・ソリューション判決のような手法が用いられるべきと主張した。これに対して、本件判事は、計算書類こそ存在しないが、R社では適切な財務状態の把握がなされており、その点で上記二判決とは異なるとして、事案違いを理由に両判決の算定手法を用いなかった⁽¹⁹⁾。

「……Y1らが二〇一〇年八月一三日から一〇月一三日の間にR社に事業継続させたことに關してどのような批判がなされようとも、私の考えでは、そのような事業継続がR社全体に損失を生じさせなかったこと、または、債権者全体の状態を悪化させなかったことが本件では完全に妥当する。R社の清算時に何らの弁済も受けられなかった無担保債権者との関係でのY1らの過ちは、事業継続が銀行とR社債権者の一部への弁済となり、新債権者への弁済とならなかったという方法にある。私は、Y1らのこのような行為を許容すべきではないと考える。しかし、私の理解では、……、上記事情が二二四条一項に基づく会社財産に対する出資金の拠出を正当化しない。これは、同条の構造上の欠陥であると思われる、そして私が対処できることだと考えない。そのような変更は国会の役割である。」⁽²⁰⁾

以上より、本件ではR社に正味損失の増加が存在しないことを理由に、本件判事は二二四条一項に基づく資金拠出責任を負わないと判断した。

第一項 二項(b)の要件を充足する時点

本事件では、二〇一〇年七月三一日という時点と八月三一日という二時点について、二項(b)の要件充足が問題

となっている。いずれの時点でも、R社は、バランスシート上の支払不能状態かつキャッシュ・フロー上の支払不能状態であり、また、事業継続から生じる利益だけでは、支払不能による清算を避ける合理的な見込みはなかったとされている⁽¹⁵⁾。

このようなことから、R社の支払不能による清算を避ける合理的な事情として、Jからの資金提供の見込みの存在が挙げられ、考慮されている。しかし、このJからの資金提供は、最終的にはなされなかった。そのため、本判決では、Y1らが、Jからの資金提供がなされると考えることが、いつの時点まで合理的であったといえるのが問題となっている。

本件判事は、Y1らが、二〇一〇年七月の時点で、Jからの資金提供に見込みがあると考えerことは合理的であったとした。この判断の主たる根拠となっているのは、Tの助言である。本件判事は、適切な専門家による事業継続を肯定する助言の存在から二項(b)の要件充足を否定した先例⁽¹⁶⁾の存在を指摘する。そして、その判断に則って、Tが適切な能力を有する専門家であったかどうかを判断する。本件判事によれば、Tには優れた能力のあること、倒産実務家であること、二一四条に注意を払っていたこと等から、適切な助言を行いうるものであるとした。このように、Tが、資金調達の見込みがあるなら事業を継続してもよいと助言したことと、TがJからの資金提供がなされないこともないと考えていたことから、七月三十一日の時点での二項(b)の要件充足を否定した。このことは、二項(b)の要件充足の判断において、適切な専門家の助言というものが重要であることを示している⁽¹⁷⁾。

これに対して、本件判事は、八月三十一日の時点で、Y1らが、R社に、支払不能による清算を避ける合理的見込みがないと結論付けるべきであったと判断した。これは、Tが助言した際に、資金提供を待つとしても時間的制約があると述べていたことや、当初の予定では八月上旬には資金提供がなされていたはずであったがその時点でも提供され

なかったことを根拠とする。

以上のように、本件では、七月から八月にかけてのJからの資金獲得の見込みに関する事情の変化が二項(b)の要件充足の判断において重要であった⁽¹⁵⁾。また、本件の判断は、資金提供の見込みが明らかに不合理といえるようになるまでは、二項(b)の要件充足を肯定しない点で、従来の判例と軌を一にする⁽¹⁶⁾。

第二項 三項の解釈

本判決によれば、二・四・三項の判断で問題となるのは、二項(b)の要件が充足した時点以降に、取締役によって実施された行動等が、会社債権者を保護するためのものかどうかである。そして、三項の立証に際しては、「その事業継続によって会社の正味損失を減らすことが意図されたこと」と「債権者個人の損失に関するリスクを最小化するために適切に設計されたこと」が必要であるという⁽¹⁷⁾。このように、三項の立証に際して必要となる内容を明示したことが、本判決の意義の一つである。

このような三項の解釈からは、一部の債権者の犠牲で、その他の債権者に与えることを意図してなされた事業継続は、三項の要件を充足しないことになる。本件でも、二項(b)の時点以降に会社と取引をした債権者の犠牲で、銀行や二項(b)の時点より前からいる債権者に弁済がなされたことから、三項の適用が否定された⁽¹⁸⁾。会社(債権者全体)の損失が減少した場合でも、それが一部の債権者に負担を押し付けたものならば三項の要件充足を認めないという解釈は、判旨も述べるように、容易にはその要件充足が認められないものであるように思われる。

もっとも、結果的に、一部の債権者のみが損失を被ったとしても、それ自体が三項の要件の充足を否定するわけではない。本判決は、あくまで意図を問題にするのみであり、債権者の一部をないがしろにする意図がないならば、結果

的に債権者間の不平等が生じた場合でも、三項の要件は充足されるようである。

さらに、本判決は、傍論で、八月三十一日以降もY1らへ給与が支払われたことが三項の要件充足を否定する事情となるかについても判示した。本件判事は、報酬額が過剰でなく、合理的な水準であるならば、それだけで、三項の要件充足が否定されることはないとした⁽⁸⁸⁾。

第三項 資金拋出責任を負う出資金の額の算定

① 八月三十一日以降の事業継続によって生じたR社の損失の算定方法

本判決は、出資金の額を算定するにあたって、二項（b）の要件充足が肯定された八月三十一日から会社管理手続を開始した一〇月一三日までの事業継続によって生じたR社の債務の増加分を問題とした。この額を算定するにあたっての出発点は、八月三十一日と一〇月一三日それぞれのR社の正味損失の比較である。本件判事は、この額を起点に、会社財産の評価手法を統一し⁽⁸⁹⁾、事業継続との間の因果関係を要求する⁽⁹⁰⁾といった修正を施す形で、資金拋出責任を負うべき出資金の額を算定している。本判決は、厳密な意味で「事業継続による損失の増加」を特定しようとする点に特徴があるといえる。

ここでの因果関係は、基本的には、「あれなければこれなし」というものである。このような因果関係が要求されたことによって、いつの時点で事業を停止しても必ず生じることになる損失が、Y1らの負う出資金の額から除外される。このような損失が除外されるのは、いつの時点で清算や会社管理に入ったとしても（二項（b）の要件が充足した時点で直ちに清算や会社管理に入っても、同時点以降に清算や会社管理に入っても）、それが生じるといえるからであろう。つまり、事業継続によって、損失の発生時点が変わっただけであって、そのような損失は

事業継続がなくとも発生した損失であったと判断されているようである。

② 一部債権者の差別的な取り扱いと出資金の額の算定

本判決の最終的な結論は、R社には、正味損失の増加が認められないため、Y1らの負う出資金の額もないというものであり、二一四条一項に基づく宣言はしないというものである。このような判断となったのは、R社の事業継続に次のような特徴があったからである。すなわち、一部の債権者を優遇するような措置が取られた一方で、それ以外の債権者がそれに伴う不利益を引き受けたというものである。

本判決は、このような事案を二一四条の救済対象としなかったわけであるが、その理由を次のように説明した。

本件判事は、次のような例をもとにして、そのような場面で二一四条に基づく救済を利用することが不適切なものであることを説明する。すなわち、五〇万ポンドの財産しかない会社には、浮動担保を有する債権者と無担保債権者Aがそれぞれ五〇万ポンドの債権を有する。このような状況下で、当該会社が清算されたならば、無担保債権者Aの回収額は、二〇〇三年に導入された一定の配当額を認める規定 (Prescribed part) によって一〇三〇〇〇ポンドとなる（一九八六年支払不能法一七六条Aおよび倒産（別表規定）規則参照[®]）。しかし、当該会社が事業を継続し、新たに、Bらがその無担保債権者（債権額…五〇万ポンド）になったとする。このとき、会社の正味損失の額が増加しないことを前提とするが、Bが加わった結果、Aは、一五万ポンドを回収できるようになる。しかし、一方で、BとZが二五万ポンドを失うことになるという例である。この例を念頭に、本件判事は、次のように述べた。「以上の例」においては「債権者間の不平等に関する懸念に対処する救済を二一四条が提供すべ

きでないことは」、なおさらである。債権者Bら……の損失を完全に補償するためには、二一四条のもとでの会社財産への出資金の額は五〇万ポンドでなければならない。そして、それは、完全な回収という棚ぼたの利益を債権者Aに与えるという結果を伴うことになる⁽¹⁶⁾」

以上のような判断は、二一四条の最終的な救済対象として、債権者間の利益移転や債権者個人の損失が含まれないことを明らかにするものである。三項の判断において、このような事情がある場合に、同項の要件は充足しないと判断していたことからすれば、このような結論には多少の違和感がないわけでもない⁽¹⁶⁾。もっとも、本判決は、これを二一四条の条文構造による帰結であると割り切っている⁽¹⁶⁾。

③ 清算費用等についての判断

本事件では、別訴において、一〇月一三日以降になされた会社管理や清算に要した費用（約七万ポンド）と、二一四条の申立てに要した費用（約一八万ポンド）以下、本款において両費用のことをあわせて「清算費用等」という⁽¹⁶⁾が、出資金の額に含まれるかどうかが争われている。同判決では、それらの額は二一四条一項に基づく出資金の額に含まれないとされた。本判決と同様に、資金拠出を負う額については事業継続との間に因果関係が必要である旨が判示された後、判事は以下のように述べた。

「私は、本件でY1らがR社を即座に会社管理手続に入らせなかった期間があることを証明すれば、Y1らのその期間の行動すべてが、二一四条の趣旨から『不当 (wrongfully)』なものとして特徴づけられることになる」とは

理解しない。そして、同様に、私は、その証明が、本件で二項（b）の要件を充足する時点を特定するための共同清算人の調査や訴訟追行によって後から生じる手数料やコストを、Y1らに支払わせることを命じる基礎になることもまた理解できない。⁽¹⁰⁾

判事は、Y1らが、R社に、八月三十一以降も事業を継続させたことから、直接に生じた損害を出資金の額に含めないことは合理的でないと指摘した一方で、清算費用等はそのような損害に含まれるとは判断しなかった。⁽¹⁰⁾ 清算費用等は、その時点での事業継続とは関係なく、そのような手続に入れば生じた費用といえることから、直接に生じた損害に含まれないとしたのであろう。⁽¹⁰⁾

第三款 ブルックス事件控訴審判決⁽¹⁰⁾

【上訴の内容】

事案の概要は、本節第一款と同様である。略称等も、第一款で用いた「本件判事」を「原審判事」とする点を除けば、同款で用いたものに従う。

第一款の判断に対しては、清算人X、取締役Yらがともに上訴した。以下では、出資金の額の算定に関する判断を中心に取り上げる。⁽¹¹⁾

なお、本件では、両当事者より事実認定にも異議が唱えられているが、フォクストン（Foxton）判事（以下、本款では「本件判事」という）は、事実認定に関する問題や事実の評価に関する問題については、必要でない限り、検討しないという立場である。⁽¹²⁾

【判旨】

資金拠出責任を負う出資金の額について

本件判事は、原審判事の認定した事実を前提とすれば、その出資金の額に関する判断が不適切であったとし、A社の債務に増加がなかったと判断すべきであったという⁽¹³⁾。本件判事は、原審判事の認定をもとに、以下のようにして出資金の額の算定を行った。

本件判事は、T社に対して負う債務のうち、A社の負う全債務の増加に寄与したのが一五〇〇〇ポンドであるとした。それゆえ、正味損失の増加は、いくら大きくても九二五〇〇ポンドにしかならないとした。これに対して、原審の認定より、事業継続によるA社の総債務の減少が一〇五〇〇ポンドであるとされた。そして、九二五〇〇ポンドと一〇五〇〇ポンドを比較した結果、事業継続による正味損失の増加はなく、二一四条一項に基づき資金拠出すべき出資金がないと判断した⁽¹⁴⁾。

以上に続けて、次のように述べる。「原審判事が、……〔会社の全債務が減少したが、それと引き換えに損失を被った〕個々の債権者への……救済を与える規定として二一四条を理解するならば、そのような理解は法解釈として誤りであった。

(a) 二一四条のもとで取締役が資金拠出すべき出資金は、全ての無担保債権者へ平等に分配される財産であり、債権者全体の利益のために保有される財産である。特定の債権者や特定の債権者集団のためのものではない。不当取引をした取締役が負わなければならない出資金の額の決定に際して、関連するのは、会社の正味財産への不当取引への影響であって、特定の債権者や特定の債権者集団への影響ではない……。

(b) 二一四条一項は、以下のような場合についての救済を与える規定ではない。すなわち、不当取引のなされ

た期間に、……ある債権者または債権者集団に対する差別的な取り扱いがあるが、しかし、債権者全体に対して会社が負う債務の増加がない場合である……。

(c) 会社の正味損失に増加がある場合には、その事情は異なる。そして、そのとき、取締役は、二一四条三項の抗弁に関する主張を試みることができる。特定の債権者または特定の債権者集団への差別的な対応があった場合において、二一四条三項の抗弁が証明されたかどうかを決定する場合、取締役が、無担保債権者全体の利益のために会社の正味損失を減少させるという目的であったことを明らかにすることは、その証明にとって十分なものでない。

……私は、Y1らが上訴に成功したと結論付け、そして、本件では、原審判事は、二一四条一項に基づく出資金の拠出をY1らに命じるべきでなかったと結論づける。すなわち、(a) 清算人であるXは、不当取引がなされた期間の間に、A社の正味損失の増加があるという主張を適切にしておらず、かつ、その立証もしていないからである。そして、(b) 原審判事によって採用された方法と認定された事実に基づけば、A社の正味損失の増加はないからである⁽¹⁶⁾。

以上より、本件判事は、A社における正味損失の増加がないため、Y1らが資金拠出責任を負わないと判示した。

【分析】

第一項 出資金の算定に関する判断

本件判事は、原審判決の決定を覆し、A社に正味損失の増加があるとはいえないとして、Y1らが資金拠出責任を負わないと判断した⁽¹⁶⁾。このような判断となったのは、T社債務についての評価が両判決で異なるためである⁽¹⁷⁾。

このような判断を示した本判決を取り上げるのは、ラルス・ビルダー事件判決後に示された本判決の判断を見ることで、二二四条の資金拠出責任の額の算定につき、次のような傾向が確立したことを指摘できると考えたからである。すなわち、会社の事業継続によって、一部の債権者に損失が生じ、それ以外の債権者が利益を得たという場合で、かつ、会社財産全体の減少が生じなかった場合には、二二四条による救済は与えられないというものである。このように、出資金の算定では、会社の正味損失の増加の有無が問題となる。そして、このような解釈が採用されたことは、二二四条の救済対象が会社財産全体の減少に純化したことを意味するように思われる。⁽¹⁸⁾

第二項 三項に関する判断

本件は、本件付加価値税債務の債権者である内国歳入庁と賃料債務の債権者であるT社への支払いをしない間に、取引債権者や銀行への弁済を行ったという事案であった。原審判決は、内国歳入庁やT社に対して負う債務の増加の方が、他の債務者への債務の減少分よりも多く、会社財産としてみたときにも正味損失の増加があると判断していた。そして原審判決は、三項の要件充足を否定する際に、「二二四条によって保護されるものは、債権者全体であつて、個々の債権者ではない」⁽¹⁹⁾とも述べていた。そのため、ラルス・ビルダー事件判決と異なり、債権者全体の損失のみが三項の判断において考慮される事実だとも読めなくてはなかった。

このため、本判決は、原審判決において差別的な取り扱いへの考慮がなされていることを指摘している。⁽²⁰⁾このような本判決の指摘は、明示的には判示していないが、ラルス・ビルダー事件判決で示された三項の解釈を意識したものだといえよう。⁽²¹⁾

第四款 近時の判例の展開に関するまとめ

第一項 二項（b）に関する判断について

本節で取り上げた三判例ともに、二項（b）の要件充足が肯定されている。判断枠組みについては、第一節第二款で確認したところと変わりはないが、以下では、数点の指摘を加えておく。

第一に、ブルックス事件原審判決で見られたように、会社の財務状態を把握するうえで、裁判所は、計算書類等の数値に修正を加えて判断する^⑧。裁判所は、現実の会社の収益力から、会社の事業継続の可否を判断しているといえる。第二に、いずれの事件でも、二項（b）の要件充足が問題となった時点で、通常の事業継続から生じる利益のみでは支払不能による清算を避ける見込みはなくなっていた。しかし、両事件ともに、将来生じる可能性のある事情から、二項（b）の要件充足をいったんは認めなかった。たとえば、ブルックス事件原審判決は、付加価値税債務の負担や賃料債務の増額が理由で事業継続が困難となった点に特徴を有する。同判決では、それらの債務につき、それぞれ支払猶予を得る見込みや減額される可能性があったこと、とりわけ、付加価値税債務の問題についての検討のための時間を取締役と与えるべきと判断されたことから、二項（b）の要件充足をいったんは否定していた。この際に、裁判所は、早すぎる清算が望ましくないという考慮を示した判例に言及し、取締役が法的整理によらずに事業継続する余地を探ることを肯定していた^⑨。また、ラルス・ビルダー事件判決では、二〇一〇年七月三十一日時点での事業継続が問題となったが、判事は、事業継続から生じうる利益だけで支払不能による清算を避けることが困難であったことを指摘しつつも、外部投資家からの資金提供の見込みがあり、それを適切な能力を有する専門家が支持していたことから、二項（b）の要件充足をいったんは否定している^⑩。

両事件を比較すると、ブルックス事件のほうが、専門家の助言を踏まえていなくても、二項（b）の要件充足が否

定された点で、緩やかな判断がなされているようにも見える。もつとも、それは、問題となった会社の財務状態の違いによるものであろう。ブルックス事件で問題となった会社は利益を上げており、財務状態に改善がみられるという会社であった。一方で、ラルス・ビルダー事件判決で問題となった会社は、外部からの資金提供を得なければ、事業継続できない状態であった。このような違いからブルックス事件の方が緩やかな判断であるのだろう。

もつとも、いずれの判決でも、支払不能による清算を避ける余地がある限りで、直ちに二項（b）の要件充足を肯定しない点は共通である。いずれの判決でも、経営者に、支払不能による清算を避ける手法の検討やその実施のための時間がある程度は認める。この点で、二・四・六条の規律は、従前の判例の傾向と同様に、経営者に厳格なものとなっていないといえる。⁽¹⁸⁾

第二項 三項に関する判断

ブルックス事件原審判決は、取締役側に三項の主張立証責任があること、および、三項の主張を限定した期間について認めた点に特徴がある。⁽¹⁹⁾ 一方でラルス・ビルダー判決は、三項の要件充足のために主張されるべき事情を指摘した点に特徴がある。⁽²⁰⁾ ラルス・ビルダー判決によれば、会社の正味損失の減少が意図されたことと、債権者個人にも損失を生じさせないよう適切に設計されたことの証明が必要であるとされた。⁽²¹⁾

同判決のこのような判断によって、一部の債権者に損失を与えつつも会社（債権者全体）の損失を減らそうと試みることは、三項の要件を満たさないことになる。三項の要件充足が認められるためには、債権者間での平等や個々の債権者の利益保護にも注意すべきこととなる。⁽²²⁾

ただし、上の言明は、個人債権者の損失の増加が結果的に生じたことを理由に三項の要件充足を否定するものでは

ない。⁽¹⁰⁾ あくまで、その事業継続が一部の債権者に犠牲を強いることを意図して行われていないことが必要だという意味である。⁽¹¹⁾

第三項 出資金の算定に関する判断

二一四条一項によれば、出資金の額については裁判所が「相当とする」額を決定する。これは、裁判所が裁量を有することを示すものである。もともと、判例の集積によって、出資金の算定に関する判断枠組みが明らかになっている。

第一節第二款において、二一四条の趣旨が填補であることや、出資金の算定に際しては、二項（b）の要件を充足した時点から、実際の清算の日までの会社の正味損失の増加を基準とすること、会社の事業継続と無関係な正味損失の増加分をそこから減額することがなされてきたことなどを説明した。⁽¹²⁾

本稿で取り上げた三つの判例は、この立場を前提としつつも、二一四条による資金拠出責任が何についての填補であるのかをより明確なものとした。本稿が取り上げた三つの判例によれば、二一四条一項によって拠出すべき出資金の額とは、二項（b）の要件充足以降の事業継続によって生じた「会社の正味損失の増加分」である。言い換えれば、二項（b）の要件充足の時点以降の事業継続によって会社債権者が個々に被った損失は二一四条による填補の対象には直接には含まれない。

このようなことから、二項（b）の要件充足以降の事業継続によって、一部の債権者が損失を被ったが、会社財産あるいは債権者全体でみれば損失（債務の総額）が減少していたという場合、取締役が拠出すべき出資金はないと判断されることになる。債権者間の平等や個々あるいは特定の債権者に対する救済というものを二一四条は扱わない。

あくまで、不適切な事業継続による会社財産の減少に対する填補が同条による救済対象である。このような解釈は、三項における個々あるいは特定の債権者への保護を考慮する態度と矛盾するものではある。

また、判例は、二項（b）の要件充足以降の事業継続によらない正味損失の増加分を、因果関係の要件を通じて、出資金の額から除外する。たとえば、会社管理や清算に要した費用、二二四条の手続を行う上で要した費用がこれに該当する。⁽¹⁵⁾ 二二四条の申立てにかかる費用が高額であるという状況下で、上記金額が出資金額に含まれないということとは、二二四条によって資金拠出責任が肯定されたとしても、それほどの填補とならない可能性がある。

判例の以上のようなルールについては、認められる出資金の額が債権者への配当原資を十分に増加させない可能性がある点で、清算人による二二四条の申立てを促進させるものではないといえるだろう。⁽¹⁶⁾

第四節 イギリス法の現状と分析

第一款 S B E E A によって制定された規定の内容とその目的

第二節で見たように、S B E E A の制定の目的は、イギリスのビジネス環境に対する信頼を向上させることであった。そして、このような目的を達成するために、会社倒産によって被害を受けた債権者への救済を促進するための規定が整備された。⁽¹⁷⁾ 具体的には、（a）会社管理にも二二四条に相当する二四六条 Z B（以下、本節では、二二四条および二四六条 Z B を合わせて、「二二四条」という）の創設、（b）二二四条の請求権やその請求権行使の結果得られる金銭を譲渡することを可能にする二四六条 Z D の創設、（c）取締役の資格剥奪制度における補償命令（あるいは補償誓約）制度の創設（取締役資格剥奪法一五条 A、一五条 B、一五条 C）であった。⁽¹⁸⁾

以上のような規定が制定された前提には、会社倒産によって被害を受けた債権者への救済が十分ではないという認

識があった。⁽¹⁹⁾ もっとも、このような認識に対する対処として選択されたのは、二一四条二項(b)や三項といった実体的要件の緩和という方法ではなかった。

第二款 二一四条の現状—判例の立場の確認—

二一四条の各要件について、判例は、次のような判断を示していた。二項(b)の要件充足については、それほど簡単には要件充足を肯定していない。⁽²⁰⁾ 何らかの事業継続を可能にする方法がある状況下では、二項(b)の要件充足を認めず、いったんはそのような方法の実施を検討する時間的猶予を与えていた。このような判例の立場は、第一節第二款で確認した方向性と軌を一にするものであった。⁽²¹⁾ 実際の運用において、会社の倒産局面でも取締役の裁量を尊重し、後知恵的な判断を避け、会社を立て直すための取り組みを検討するための時間的猶予やその実施を尊重するといった傾向は維持されていた。⁽²²⁾

これに対して、本稿の検討より、三項における判断と出資金の算定に関する判断が矛盾するような形で展開しつつあることが分かった。三項の解釈について、判例は、同項の「あらゆる手段」という文言を理由に、「ある事業継続が、債権者の一部または特定の集団に対して不利益となるが、会社全体あるいは債権者全体の利益になった」という場合の同項の要件充足を否定した。⁽²³⁾ すなわち、債権者個人あるいは特定の債権者集団の利益を無視した場合には、三項の適用は認められない。これに対して、出資金の算定においては、「ある事業継続が、債権者の一部または特定の集団に対して不利益となるが、会社全体あるいは債権者全体の利益となった」という事実については救済が与えられていない。というのも、二一四条は、取締役の不適切な事業継続による会社の正味損失の増加を規律するものと考えられていたからである。⁽²⁴⁾

このように両要件の解釈は、債権者個人あるいは特定の債権者集団だけが損失を被るような場合に、二一四条に基づく救済を与えるべきかどうかという点で、異なるものである。もともと、裁判所は、このような矛盾を意識しているようであり、出資金の算定に関して、上記のような事実に対処できないのは条文構造の問題だという⁽²⁶⁾。そして、結果として、出資金の算定において債権者個人のみが被った損失を考慮できないため、債権者個人あるいは特定の債権者集団のみが損失を被った場合については、二一四条の資金拠出責任が認められない。

このような判例の立場は、二一四条による救済対象を、不適切な事業継続によって生じた会社財産の減少に限るとしたものといえる⁽²⁶⁾。そして、二一四条の責任が認められる場面というのは、二項(b)の解釈や出資金の算定に係る解釈が理由で、限定されたものになっているといえる⁽²⁷⁾。それゆえ、責任追及が認められにくい解釈が採用されているという点で、判例の立場は同条の利用を促進するものになっていないといえる⁽²⁸⁾。

第三款 二一四条をめぐる立法と司法の見解の相違

第一項 SBEAと判例の方向性の相違

ここまで、二一四条に関係するイギリス法の近時の展開を確認してきたが、SBEAにおける改正の狙いと判例の展開を合わせて見たとき⁽²⁹⁾、両者の立場は整合的なものではないようにも思われる。具体的には、①二一四条によって救済される対象をどのように理解するのかという点と、②二一四条の利用を促進させようとしているのかどうかという点について、両者は整合的ではない。

①について、SBEAや不当取引に基づく責任追及規定の制定過程においては、債権者への救済というものが念頭にあった⁽²⁰⁾。とりわけ、コーク報告書では、会社が支払不能状態になって以降に取引に入った債権者の保護が念頭に

置かれていた。⁽²¹⁾しかし、近時の判例は、不適切な事業継続による会社財産の減少を填補するとしており、債権者への賠償原資の確保は主たる目的とはされていない。⁽²²⁾さらに、コーク報告書の想定するような場合というのも、第三節で見た判例からは保護されないものとなる。⁽²³⁾このように、取締役による不適切な事業継続によって被害を受けた債権者への救済を強化するための改正を行った立法者と、取締役による不適切な事業継続によって生じた会社財産の減少への填補を目的として同条の解釈を行う裁判所との間には、二一四条の救済対象の内容について、債権者の損失が会社財産の減少かという点で違いがあるといえる。⁽²⁴⁾

そして、この①の点についての相違は②の点とも関連する。SBE EAの制定は、二一四条を通じた債権者に対する救済をより強化しようとするものであった。⁽²⁵⁾また、SBE EA以前より、手続面での制約に対処するための改正もなされていた。⁽²⁶⁾このような立法には、以上のような改正を通じて、二一四条を用いた債権者への救済を促進したいという狙いがあったといえよう。

このような立法の狙いに対して、判例の展開は、それと矛盾するだけでなく、その狙いを台無しにする恐れさえある。これは、二一四条の各要件において、その利用についての障壁となるような解釈が採用されているからである。とりわけ、出資金の算定に関する解釈は、清算人に二一四条の利用を躊躇させるものとなっている。⁽²⁷⁾

加えて、判例の採用した出資金の算定法は、SBE EAによって制定された二一四条等の請求権等の譲渡に関する規定（一九八六年支払不能二四六条ZB）の利用をも妨げる恐れがあるように思われる。一般的に、請求権等に関する取引が成立するのは、譲受人側から見れば、請求権等の取得によって得られる利益が、譲渡等に要した対価を含む費用を上回る場合である。このとき、実際に出資金を得られる見込みが高ければ高いほど、そして、その結果得られる出資金が大きいものであればあるほど、譲受人がその請求権等を取得することから利益を得やすくなるので、譲渡

等が成立する（＝当事者の合意可能な）場面は増える。反対に、二二四条の行使に伴う費用が高額である場合や出資金を得られる見込みが低い場合には、その譲渡等の成立する場面は限定されていくことになる。⁽²⁸⁾

それでは、第三節で確認した判例の立場を前提にしたとき、どのようなことがいえるのか。結論から言えば、請求権等の譲渡が認められる場面は限定的なものになるといえる。まず、資金拠出責任が認められるために要求される証明が厳格なものであるため、同責任は容易に認められない。さらに、仮に認められたとしても、判例の立場では、出資金の額は、会社倒産によって債権者が回収不能となった額とする場合に比べ、限定された額となる。ここに、二二四条の申立に要する費用が高額であることも加味すれば、⁽²⁹⁾現在の判例の立場のもとでは、獲得しうる利益に比して費用が高くなりやすく、請求権等の譲渡の成立する場面も極めて限定的なものになってしまふといえる。⁽³⁰⁾このように判例の立場に基づけば、S B E E Aの制定の狙いさえも達成できない恐れがある。⁽³¹⁾

以上より、立法が、不当取引に基づく責任追及規定を通じて債権者の損害の填補を促進していかうとするのに対して、判例は、不当取引に基づく責任追及規定の利用を促進しないような実体要件の解釈を展開する。このように、両者の立場は①②の点について整合的でない面があるといえよう。

第二項 方向性の相違についての考察

それでは、立法と裁判所の考え方が整合的でないのはなぜであろうか。ここでは、裁判所が、なぜ、二二四条の利用を困難にするような解釈論を採用したのかという点についての試論を提示してみたい。あらかじめ結論を述べておくと、本稿は、裁判所の立場を、（１）「ある事業継続が、債権者の一部または特定の集団に対して不利益となるが、会社全体あるいは債権者全体の利益となった」ことを二二四条の救済対象とすることは、一部の債権者にウインド

フォールを与えることになる点と、(2) 実際の事案において二一四条の利用が債権者に対する救済とならない可能性があることから説明するものである。⁽²⁵⁾

(1) の点であるが、「ある事業継続が、債権者の一部または特定の集団に対して不利益となるが、会社全体あるいは債権者全体の利益となった」という事実を、二一四条の救済対象とすれば、一部の債権者にウインドフォールを与えることになる。⁽²⁶⁾ また、損失を被った債権者の救済という観点から見ても、このような形で二一四条を用いるのは迂遠な方法である。というのも、拠出された出資金が会社財産に含まれるので、上記事実において保護が必要な者へ完全な救済を与えようとすれば、その者に対して直接に賠償する場合に比べて、取締役により多くの額を会社財産へ出資させる必要がある。⁽²⁷⁾ 倒産会社の取締役には賠償資力の問題があると指摘されることからすれば、このような方法が、上記のような問題の解決策として良い方法であるとはいえないだろう。

さらに、(2) 裁判所がそのような立場を採用しているのは、二一四条の行使が、会社財産を減少させ、債権者への救済とならない結果を生じさせてしまう可能性があるからである。実際に、ブルックス事件判決やラルス・ビルダー事件判決では、二一四条の追及に要した費用や清算手続に要した費用によって、一般債権者の配当原資が費消されてしまったことが指摘されていた。⁽²⁸⁾

このような事態が生じるのは、二一四条の利用に要した費用の償還に関するルールが関係する。イギリスでは、清算人が、二一四条の追及に要した費用を一般債権者の配当原資となる倒産財団 (asset of company available for the payment of general creditors) より回収できることとなっている。⁽²⁹⁾ 加えて、敗訴者負担制度が採用されているため、二一四条の追及が認められなかった場合、倒産財団より拠出される費用には、相手方である取締役の訴訟費用も含まれることになる。⁽³⁰⁾ このようなことから、二一四条の追及が失敗した場合には、これらの費用が倒産財団より支払われる

ため、一般債権者への救済にならないことがある。二一四条の立証が厳格なことであることからすれば、このようなリスクは現実化しやすいものといえるのかもしれない。

そこで、このような事態が生じることを極力防ぐために、勝訴時の出資金額を少なくするような解釈を採用したのかもしれない。勝訴した場合に多くの出資金が得られず、敗訴した場合には多額の費用を倒産財団から拋出することになるのであれば、清算人が二一四条の責任追及を行うインセンティブを持ちにくくなると考えられるからである。⁽²³⁾つまり、勝訴した場合に得られる出資金の額がそれほど多くないのであれば、清算人は、二一四条を利用することにより躊躇するようになると考えられる。⁽²⁴⁾

以上より、二一四条の救済対象に「ある事業継続が、債権者の一部または特定の集団に対して不利益となるが、会社全体あるいは債権者全体の利益となつた」という場面を含まないことは、(1) ウインドフォールを生じさせないことと、(2) 出資金額を限定し二一四条を行使するインセンティブを低下させることで、逆接的に債権者の利益保護を図っているということから説明できるように思われる。

二一四条が適用されるのは、会社財産全体の減少を生じさせた不適切な事業継続に対してである。もともと、このことは、イギリス法において、「ある事業継続が、債権者の一部または特定の集団に対して不利益となるが、会社全体あるいは債権者全体の利益となつた」場合についての救済が一切否定されていることを意味するものではない。なぜなら、このような場合についての救済は、S B E E A によって新たに導入された金銭補償制度によってなされる可能性があるからである。上のような場面の保護こそが重要な問題であると考えらるならば、同制度が今後、重要な役割を果たすこともありうる。同制度の今後の展開を注視する必要がある。そして、その展開次第では、第三節で確認した判例の展開は、S B E E A による補償命令制度の導入を受けて、制度相互間での救済対象の整理を行った結果という

ことになるのかもしれない。

第三章 おわりに

本稿では、イギリス法における不当取引責任（二一四条）の近時の展開を確認してきた。SBE EAの制定においては、二一四条という規律がそれほど利用されていないとの認識を前提に、債権者への金銭的救済を促進するための規定が新たに規定された。一方で、SBE EAの改正が行われていた最中からその改正後に公表された判例においては、二一四条の利用を促進させないような解釈論が展開された。この判例の立場は、ある事業継続が、債権者の一部または特定の集団に対して不利益となるが、会社全体あるいは債権者全体の利益となったという場面についての二一四条の適用を否定するものであり、結果として、SBE EAによって導入された規定の狙いや二一四条の立法趣旨が達成されないような状態を作り出していた。

本稿は、裁判所が上のような立場を採用した理由として、そのような場面に對する救済として二一四条が不向きであることと、二一四条の利用が訴訟費用に関する同国の規定のせいで債権者の救済にならない可能性が高いことを指摘し、それらの点から判例の立場が説明できるといふ試論を提示した。

以上が本稿の検討内容であるが、本稿において検討できなかった課題は数多い。たとえば、イギリス法に関する検討として、今後、資格剥奪制度に導入された金銭補償制度の検討を行う必要がある。また、本稿では、わが国の議論に対する示唆を得ることを目的としていなかった。この点についての検討も他日を期したいと考える。

（１） わが国における倒産会社の取締役に対する責任追及の議論は、会社法四二九条一項の適用を前提に議論されてきた。その議論の概

要については、江頭憲治郎『株式会社法〔第七版〕』（有斐閣、二〇一七年）五一―五一四頁、岩原伸作編『会社法コンメンタール（9）』（商事法務、二〇一四年）三三九頁以下（吉原和志）。近時では、会社法四二九条一項が会社の倒産局面においてどのような役割を担っているのか、あるいは担うべきなのかを検討する見解もある。藤田友敬「株主の有限責任と債権者保護（二）」法学教室二六三号（二〇〇二年）一三一―一三六頁、後藤元「株主有限責任制度の弊害と過少資本による株主の責任」（商事法務、二〇〇七年）五八―五八二頁参照。高橋陽一「取締役の対第三者責任に関する判例法理は今後も維持されるべきか?（一・二）」法学論叢一七八巻二号（二〇一五年）一〇一―一四頁。本稿は、イギリス法を素材にするものではあるが、上記見解と似た問題関心を持つ。

- (2) 不当取引に関する先行研究として、本間法之「イギリスにおける『不当取引 Wrongful Trading』」中村英郎教授古稀祝賀上巻『民事訴訟法学の新たな展開』（成文堂、一九九六年）五六三頁、同「企業倒産時における経営者の責任追及」岡山商科大学法学論叢八号（二〇〇〇年）六一頁、齋藤真紀「子会社の管理と親会社の責任（二）」法学論叢一四九巻三号（二〇〇一年）一四頁以下、中島弘雅「会社経営者の倒産責任の取り方に関する覚書き」河野正憲先生古稀祝賀論集『民事手続法の比較法的・歴史的研究』（慈学社出版、二〇一四年）武田典浩「イギリス倒産法における不当取引責任」永井和之先生古稀記念論集『企業法学の論理と体系』（二〇一六年、中央経済社）四八三頁、金澤大祐「イギリスにおける取締役の債権者に対する責任についての一考察」日本大学法科大学院法務研究第一四号（二〇一七年）八五頁がある。本稿の取り上げる三判例について検討した文献は今のところ存在しない。

- (3) ドイツ法を参考に、倒産申立義務に基づく責任追及制度の実態を検討する近時の文献として、増田友樹「ドイツの倒産申立義務違反にもとづく取締役の責任」富大経済論集六四巻一号（二〇一八年）一頁。ドイツにおける倒産申立義務に基づく取締役の責任追及制度の利用実態がどのようなものであるかを探るという点で、本稿の問題意識と重なる部分もあるように思われる。

- (4) 近時、早期の事業再生の実現という観点から、ドイツ法の倒産申立義務とそれに基づく民事責任制度の導入を主張するものがあった。田代アンネロゼほか「比較法的観点から見た法的整理の再検討（上）」NBL一〇一〇号（二〇一七年）六五頁（大澤加奈子発言）。倒産申立義務の導入に関する議論を紹介する文献として、武田典浩「倒産申立義務」復活論に関する一考察「早川勝ほか編『ドイツ会社法・資本市場法研究』（中央経済社、二〇一六年）三四四頁。

- (5) 本節の内容は、岩淵重広「倒産局面にある会社の取締役の義務―イギリス法における不当取引と債権者の利益を考慮する義務を参考に―」同志社法学六七巻五号（二〇一五年）二五七頁を参考にした。

- (6) 不当取引に関するコーク報告書の提案内容については、岩淵・前掲注（5）二六一―二六九頁を参照。

- (7) INSOLVENCY LAW REVIEW COMMITTEE, INSOLVENCY LAW AND PRACTICE, 1982 Cmnd. 8558, para 1782. 詐欺的取引と呼ばれる詐欺

- (fraud) を要件とする規定が一九八六年支払不能法の制定以前よりあったが、これがそれほど機能していなかった。そこで、コーク報告書は二一四条を新たに導入した。このことを指して、責任追及の対象となる範囲が大幅に拡大されたといわれる。コーク報告書は、このことを「過激な拡張 (radical extension)」と表現していた。
- (8) *Id.* para 1783. もともと、同パラグラフ自体は、詐欺を要件とする詐欺的取引に対して、不当取引が会社の財務状態に着目した客観的な基準を要件として採用したことを説明するものである。
- (9) 詳細については、岩淵・前掲注 (5) 二七一―二七三頁。
- (10) *INSOLVENCY ACT 1986*, c. 45, § 214. 翻訳に際しては、岩淵・前掲注 (5) 二七〇頁とそこで引用した文献を参考にした。なお、現在では、後述の SBFEA の制定によって変更が生じている。後掲注 (24) とその本文を参照。
- (11) 本款の記述については、岩淵・前掲注 (5) 二七二―三〇七―三二二、三四八頁を参考にした。
- (12) *Re Brian D Pierson (Contractors) Ltd.* [2001] 1 BCLC 275. 同判決については、岩淵・前掲注 (5) 二九四頁。
- (13) *Re Produce Marketing Consortium (in Liquidation) Ltd* (No. 2) [1989] BCLC 520. 同判決については、岩淵・前掲注 (5) 二七三頁。
- (14) *Re Purpoint Ltd.* [1991] BCLC 491. 同判決は、二項 (b) の要件充足の時点以降に会社が新たに負担した債務の額、P 社が事業を停止したときの未払債務の額、および、二項 (b) の要件充足の時点以降の租税債権の額を集計することによって算定するとした (at 498)。同様の手法を用いるものとして、*Re Kudos Business Solutions Ltd (in Liquidation)*, [2012] 2 BCLC 65 [62].
- (15) *INSOLVENCY ACT 1986*, c. 45, § 176ZA. Oasis Merchandising Services Ltd [1998] Ch. 170; *M.C. Bacon Ltd* [1991] Ch. 127. See R.M. GOODE (KRISTIN VAN ZWETEN ED.), *GOODE ON PRINCIPLES OF CORPORATE INSOLVENCY LAW* (5th ed. 2018) para 14-57. 現在では、後述の小規模事業者、企業および雇用に関する法律によって一九八六年支払不能法に本文のような取り扱いを明示する規定が設けられている (*INSOLVENCY ACT 1986*, § 176ZB (2)). なお、イギリスにおける倒産処理時の担保の取り扱いおよび無担保債権者への配当に関するルールの概要は以下の通りである。担保 (security) の中には、譲渡抵当 (mortgage)、担保 (charge)、リエン (lien) などが含まれる (*INSOLVENCY ACT 1986* § 248; § 385・383)。これらの担保を有する債権者 (secured creditor) は清算手続によらずに担保権を実行できるものである (以上については、竹下守夫監修『破産法比較条文の研究』(信山社、二〇一四年) 五二―五三頁〔長谷部由紀子〕を参考にした)。そして、担保 (charge) には、①固定担保 (fixed charge) と②浮動担保 (floating charge) がある。固定担保と浮動担保の意義については、杉本純子「イギリスにおける ABL」NBL 一〇七〇号 (二〇一六年) 三四頁参照。そして、担保権を有さない債権者を無担保債権者 (unsecured creditor) と呼び、無担保債権者は会社財産 (asset of company) から配当を受けることになる。無

担保債権者の間では優先順位が定められており、大まかに言うところ、清算人の清算費用等 (INSOLVENCY RULE 2016, r.7.108) 優先債権者 (preferential creditors) (INSOLVENCY ACT 1986 § 175A (1), (1A), (2) (b); § 386) 次一般債権者 (general creditors) の順になる。

以上が、イギリスにおける倒産処理時の担保権の取り扱いと無担保債権者の取扱いに関する原則的なルールの概要である。もっとも、これにはいくつかの例外的なルールがある。第一に、②の浮動担保権者には種々の制約があり、清算費用等との関係で清算費用等に優先権等が認められる場合がある (INSOLVENCY ACT 1986 § 175 (2) (b); § 176ZA (1); INSOLVENCY RULE 2016, r.7.108-7.116)。また、一般債権者は、法律によって一定額の配当を受けられる (INSOLVENCY ACT 1986 § 176A (2) (a), (9); INSOLVENCY ACT 1986 (PRESCRIBED PART) Order 2003; INSOLVENCY RULE 2016, r.7.108 (3))。ルールの概要については、IAN FLETCHER, THE LAW OF INSOLVENCY, (5th ed. 2017), paras 24-014 - 24-049.

- (16) SMALL BUSINESS, ENTERPRISE AND EMPLOYMENT ACT 2015, c26 [hereinafter *SBEFA 2015*]. 本節で取り上げる内容については言及する先行研究として、武田・前掲注 (2) 五一八～五二〇頁、金澤・前掲注 (2) 九八頁、小野里光広「オーストラリア会社法における『支払不能取引』回避義務 (一)」京都学園大学経済経営論集第六号六三～六四頁 (二〇一八年)。
- (17) 同法に定められた規定の効力発生時期については、規定上とは異なる。SBEFA 2015, § 164. See Peter Bailey, *October Changes to Company Law and Corporate Insolvency Law Summarised*, 376 CO.L.N. 1, 1-4 (2015).
- (18) SBEFA 2015, Explanatory Notes, ¶ 3. 規定の中で、二〇一三年のG8サミットでの協約事項の実施にちなみ含まれる。この「透明性 (transparency)」に関する事項については、同サミットで策定されたアクション・プラン (G8 Action Plan Principles to prevent the misuse of companies and legal arrangements (available at <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ile-es/000006561.pdf>)) の実施にちなみである (後掲注 (2) 115 参照)。この経緯については、後掲注 (2) の文献五頁参照。本稿では、主として「信頼 (trust)」という見出しで提案された事項を取り上げる。
- (19) 同法の内容について紹介するものとして、Peter Bailey, *Deregulation Bill and Small Business, Enterprise and Employment Bill Enacted to Amend Company Law*, 370 CO.L.N. 1, 2-5 (2015).
- (20) なお、現在は、省庁再編に伴って「事業・エネルギー・産業戦略部」(Department for Business, Energy and Industrial Strategy) となっている。以下「BEI」など。
- (21) DEPARTMENT FOR BUSINESS, INNOVATION AND SKILLS (hereinafter *BIS*), TRANSPARENCY AND TRUST: ENHANCING THE TRANSPARENCY OF

UK COMPANY OWNERSHIP AND INCREASING TRUST IN UK BUSINESS: DISCUSSION PAPER (hereinafter *DISCUSSION PAPER*), (July 2013), https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/212079/bis-13-959-transparency-and-trust-enhancing-the-transparency-of-uk-company-ownership-and-increasing-trust-in-uk-business.pdf.

(22) BIS, TRANSPARENCY AND TRUST: ENHANCING THE TRANSPARENCY OF UK COMPANY OWNERSHIP AND INCREASING TRUST IN UK BUSINESS: GOVERNMENT RESPONSE (hereinafter *GOVERNMENT RESPONSE*) (April 2014), https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/304297/bis-14-672-transparency-and-trust-consultation-response.pdf.

(23) SBEEA 2015, § 117, INSOLVENCY ACT 1986, § 246ZB, SBEEA 1986 117条の内容は「一九八六年支払不能法」二四六条ZBを設けるというものであり、同条が管理人へ提訴権限を付与する。なお、SBEEA 1986 117条の内容には「一九八六年支払不能法」二四六条A条を新たに設けることも含まれている。一九八六年支払不能法二四六条A条の内容は「会社管理において管理人に詐欺的取引に基づく責任追及（一九八六年支払不能法二二三条参照）の提訴権を認めるというものである。このような改正の結果、会社管理を清算型倒産手続として利用できるようになった」との指摘がある。FLETCHER, *supra* note 15, para 16-16.

(24) SBEEA 2015 § 117(a)(b), 二二四条については六項Aという規定も設けられている。これは「支払不能による会社管理」(SBEEA 2015 § 117(c))の定義である。内容については「二二四条六項と同内容である。また、このような変更によって、二項(b)の要件充足が認められる会社の財務悪化状態は「支払不能による清算」という文言だけの場合に比して、より早い段階で認められる可能性があるように思われる。

(25) SBEEA 2015, § 118, INSOLVENCY ACT 1986, § 246ZD, SBEEA 1986 118条は「一九八六年支払不能法」二四六条ZDを設けるというものである。同条の内容は以下の通りである。なお、条文からも分かるように譲渡の対象となる請求権等は不当取引に基づく責任追及によるものに限られない。

「246 ZD 譲渡の権限

(一) 本規定は、以下の(a)(b)の場合に適用される。

(a) 会社が会社管理手続に入った場合。

(b) 会社が清算手続に入った場合。

そして、本規定において、管財人(office-holder)とは、規定される場面に応じて、清算人と管理人を意味する。(二) 管財人は、以下の規定のもとで生じる請求権(請求権行使の結果の収益も含む)を譲渡することができる。

- (a) 一九八六年支払不能法二二三条および二四六Z A 条(詐欺的取引)
- (b) 一九八六年支払不能法二一四条および二四六Z B 条(不当取引)
- (c) 一九八六年支払不能法二三八条(低価値取引(イングラント・ウェールズ))
- (d) 一九八六年支払不能法二三九条(詐欺取引(イングラント・ウェールズ))
- (e) (f) (g) 省略
- (26) 影響評価とは、イギリスの立法手続において、一定の場合に要求される費用便益分析のことである。ある政策を採用した場合と採用しなかった場合とで、どのような相違があるのかなどを分析する。本文で取り上げた影響評価は、法案の提出に際してなされる最終影響評価というものである。影響評価の紹介として、古賀豪「英国の政府提出法案の立案過程」レファレンス二〇一一年一月九日九一〜九二頁および英国内閣府(財団法人農林水産奨励会農林政策情報センター訳)「影響評価ハンドブック及び影響評価ツールキット」(二〇〇七年)三頁以下参照(available at: http://www.naff.go.jp/prinaff/about/center/hokoku/attach/pdf/200708_hk129.pdf)。Also see: HM TREASURY, THE GREEN BOOK (2018), paras 3.19 - 3.21.
- (27) Insolvency Service, *Impact Assessment: Enabling Liquidators and Administrators to assign to third parties certain rights of action that only they can bring under the Insolvency Act 1986 and to extend the right to bring fraudulent and wrongful trading actions to an administrator*, IA No. BIS INSS007 (2014), 1. 「我々は、オフィス・ホルダーに、あらゆる利用可能な請求権を行使する最大限の機会と柔軟性を与え、そして債権者についての最善の価値を実現したい。そのポリシーの狙いは倒産制度とエンフォースメント制度への信頼を高めることであり、その達成の方法は、ルールを守らない取締役(miscreant director)が自らの行動についての責任を負うことになる法制度を用いて、その取締役が不適切な行動をした場合に債権者への賠償が要求されるようにすることである」。なお、オフィス・ホルダーとは、制定法によって特別の権限が付与され、責任を負う立場にある地位を指す。清算人や管理人はこれに該当する。オフィス・ホルダーとなるには倒産実務家である必要がある。高田賢治「破産管財人制度論」(有斐閣、二〇一二年)一八二頁。
- (28) 邦語による紹介として、高田・前掲注(27)六二〜六四頁も参照。中島弘雅「近時のイギリスにおける事業再生スキームの概要」事業再生と債権管理一五七号(二〇一七年)七〇頁。
- (29) Insolvency Service, *Red Tape Challenge: Changes to Insolvency Law to Reduce Unnecessary Regulation and Simplify Procedures* (hereinafter *Red Tape Challenge*) (July 2013), https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/244904/rtc-consultation.pdf.

- (30) *Id.* para 128. パラグラフ 128 には、二〇一三年報告書の内容とは区別されるとの記述がある。一方で、二〇一三年報告書にも管理人への不当取引の提訴権の付与は別に検討されるとの記載がある (*DISCUSSION PAPER, supra note 21 para 11.6*)。
- (31) *Red Tape Challenge, supra note 29, para 126*; *Insolvency Service, supra note 27, para 6*.
- (32) *Red Tape Challenge, supra note 29, para 127*. 本文の指摘については、証拠資料の喪失などといった事情から、二一四条による責任追及が遅くなることは好ましくないとの認識が前提にもある。
- (33) *Small Business, Enterprise and Employment Bill, HC Bill [1], cl. 105*.
- (34) もっとも、庶民院の審議過程では、同規定についての修正提案がなされた。その内容は、同規定の効果が検証されるまでの間、同規定の効力発生を延期するというものであった。このような提案は、会社管理における支払猶予の期間が一年であるのに対し、二一四条を提訴するには平均して二年がかかっていることからなされたものである。このような事実により、会社管理手続において不当取引に基づく責任追及が利用されなくなる恐れがあること、また、不当取引に基づく資金拠出責任を負う可能性のある取締役が、それを逃れるために、会社管理手続の妨害やその遅延を図ろうとする可能性があること、そして、その結果、会社管理手続をするインセンティブさえ失われる恐れがあることといった懸念が指摘された。上記修正提案はこのような懸念を理由になされたものである。これに対して、政府は、上記のような懸念は生じないという。というのも、次項で検討する不当取引の請求権等の譲渡のルールを用いれば、清算手続へ移行する際に、不当取引にかかる請求権等を清算人へ譲渡できるからである。そして、しばしば清算手続への移行を伴う場合には、清算人と管理人は一致するという事実も指摘し、なおさら問題ではないと述べた。さらに、S B E E A 法案の一五条で、支払猶予期間につき半年間の延長を認めるという規定が提案されていたことも指摘する。
- この答弁の結果、上記修正提案は取り下げられた。以上の議論を含む庶民院の法務委員会での議論につき、*Small Business, Enterprise and Employment Bill Deb 4 November 2014, cols. 440-445*, それをまとめたものとして、*House of Commons Library, Small Business, Enterprise and Employment Bill: Committee Stage Report, Bill No. 11 of 2014-15 Research Paper 14/62 (2014), 25-26 (hereinafter Committee Stage Report)*, 434; *House of Commons Library, Small Business, Enterprise and Employment Bill, Bill No. 11 of 2014-15 Research Paper 14/39 (2014)*, 44; 二〇一三年報告書、二〇一四年報告書の内容がまとめられている。
- (35) 貴族院での審議においても、庶民院と同内容の修正提案がなされていた。See *Small Business, Enterprise and Employment Bill Deb 21 January 2015, cols. GC371-373*.
- (36) 二〇一三年報告書の段階では、譲渡の対象として、二一四条のほかには詐欺的取引（一九八六年支払不能法二二三条）のみが挙げら

- れていた。*DISCUSSION PAPER, supra* note 21, para 11.7. その後の二〇一四年報告書で低価値取引 (transaction at an undervalue) 等の請求権も譲渡の対象に含まれるようになった。*GOVERNMENT RESPONSE, supra* note 22, para 266.
- (37) Oasis Merchandising Services Ltd. [1998] Ch. 170. イギリス法では、二一四条は制定法上の権利であり、清算人のみが行使できるものだと考えられていた。それゆえ、二一四条は清算人によって処分可能な会社財産に含まれていないと理解されていた。See FLETCHER, *supra* note 15, para 27-04. 7 の結果、二一四条の請求権を清算人が自由に譲渡することはできないことになっていた。
- (38) Oasis Merchandising Services Ltd. [1998] Ch. 170. 同判決と本文に記載した問題については、金澤・前掲注(2) 九七〜九八頁参照。また、イングランドにおける訴訟費用の第三者からの調達に関する一般的な議論の紹介として、溜箭将之『英米民事訴訟法』(東京大学出版会、二〇一六年) 一一頁。民事訴訟費用については、ニール・アンドリュース(溜箭将之・山崎昇訳)『イギリス民事手続法制』(法律文化社、二〇一二年) 一五二頁。
- (39) *DISCUSSION PAPER, supra* note 21, para 11.5.
- (40) 後掲注(89) (90) とその本文参照。
- (41) 二〇一三年報告書では、被告となりうる者やその関係者が資金拠出請求権等の譲受人になることを禁止するのかどうかという点や、資金拠出請求権の購入者が二ヶ月以内にそれを行使しなかった場合に、清算人にその請求権を再度帰属させるべきかどうかというルールに検討の余地があるとされた。*Id.* paras 11.10-11.11.
- (42) GOODE, *supra* note 15, para 14-57.
- (43) *DISCUSSION PAPER, supra* note 21, para 11. なお、請求権や出資金額の一部を譲渡し、それによって二一四条の追及を行うのに必要な費用を捻出することもできると解されていた。
- (44) 二〇一三年報告書は、取引に関する市場が成立し、それが機能することについて肯定的である。*Id.* paras 11.8 - 11.9.
- (45) *Id.* para 11.7.
- (46) Insolvency Service, *supra* note 27, para 25.
- (47) *DISCUSSION PAPER, supra* note 21, para 11.9.
- (48) このような取引の成立する場面は、買主(購入者)が、二一四条を行使した場合に、取締役から出資金を回収できると考えている場合で、かつ、売主(清算人)が、資金不足などの問題からそのような二一四条を行使できない場合、または、清算人が確実に会社財団を増加させたいと考える場合である。類似の場面を指摘する文献として、See Richard Williams, *What Can We Expect to Gain*

- from Reforming the Insolvent Trading Remedy?* 78(1) M.L.R. 55, 68. もともと、ウィリアムズは、二四六条 ZD が機能しないと指摘する。ところの、そのような場合であれば、清算人が自ら行使する場合が多いと考えられるという。自ら行使して得られる出資金の方が譲渡の対価よりも高い額となる場合が多いからである。なお、清算人側の事情に言及する文献として、*Committee Stage Report*, *supra* note 34, at 26.
- (49) GOVERNMENT RESPONSE, *supra* note 22, para 264.
- (50) *Id.*, para 265.
- (51) *Id.*
- (52) *Id.*, para 264.
- (53) *Id.*, para 270.
- (54) Insolvency Service, *supra* note 27, paras 30-32.
- (55) *Id.*, para 28. 々の例として支払不能法一六八条五項を挙げる。INSOLVENCY ACT 1986, c. 45, § 168 (5).
- (56) GOVERNMENT RESPONSE, *supra* note 22, para 270. なお、影響評価では、本件提案の効果・影響については、請求権等を譲渡する市場が成立するかに依存するとして、この提案の効果が不明 (unknown) だとしていた。そこでは、二一四条の立証負担の重さと取締役の賠償資力の問題が指摘されていた。Insolvency Service, *supra* note 27, para 25. ただし、結論としては、同規定のための市場が生じると述べた。Insolvency Service, *supra* note 27, para 29 and 77.
- (57) Small Business, Enterprise and Employment Bill, HC Bill [1], cl. 106.
- (58) 庶民院法務委員会の審議では、清算人の（データ保護法の規律に基づく）秘密保持との関係で問題が生じうるので、潜在的な購入者は、請求権等の譲受けに関する交渉を行う際に、十分な情報収集の可否について確認することになるだろうと述べられていた。
- (59) *Committee Stage Report*, *supra* note 34, at 27. Small Business, Enterprise and Employment Bill Deb 4 November 2014, col. 448.
- なお、請求権等の譲渡に関する規定は、庶民院の法務委員会において採決が行われ、賛成多数で可決された。採決がなされたのは、野党である労働党が、本規定の制定に反対したからである。もっとも、そこで議論となったのは、主として譲受人の情報収集権限に関する問題についてであった。労働党のバーキンス議員は、管財人の調査権限と訴えを起こす権限が密接に結びついているという。そのうえで、同議員は、第三者に請求権等が譲渡されることによって、資格を有する専門的な倒産実務家の倫理や義務が、申立てを行うインセンティブや権利から分離してしまうことを問題とする。Small Business, Enterprise and Employment Bill Deb 4 November

2014, cols. 446-447. *Committee Stage Report*, *supra* note 34, at 27. 加えて、二〇一二年法律扶助、犯罪者の量刑及び処罰に関する法律の改正に関する議論もなされており、その改正によって一般債権者が回収できる金額が減少することも指摘されていた。Small Business Enterprise and Employment Bill Deb 4 November 2014, col. 447.

- (60) 資格剥奪制度に関する先行研究として、中島弘雅「倒産責任としての取締役資格剥奪について」加藤勝郎教授・柿崎栄治教授古稀記念論集『社団と証券の法理』（商事法務研究会、一九九九年）四三七頁、中村康江「英国における取締役の資格剥奪（一）（二・完）」立命館法学二七三号四一六頁（二〇〇〇年）、二七七号二四〇頁（二〇〇一年）、同「英国における取締役資格剥奪制度の生成と展開」立命館法学二〇四号（二〇〇五年）二五〇六頁（以下、前から順に中村（一）（二）（三）で引用）、中島弘雅＝田頭章一編『英米倒産法キーワード』（弘文堂、二〇〇三年）一二四～一二四頁〔本問法之〕。簡単な紹介として、Insolvency Service, *Company Directors Disqualification Act 1986 and Failed Companies: A Guide to Director Disqualification* (2018).

- (61) その他の改正としては、たとえば、外国会社におおて不適切な行動があったことを資格剥奪事由とすること（SBEFA 2015, § 104）や、資格剥奪命令の申立て期間を延長（SBEFA 2015, § 108）するところがある。資格剥奪制度に関わる改正内容の簡単な紹介する文献として、Bailey, *supra* note 19, at 5.

- (62) COMPANY DIRECTORS DISQUALIFICATION ACT 1986 c. 46. 資格剥奪制度の二〇一七年～二〇一八年の運用状況については、Insolvency Service, *Insolvency Service Enforcement Outcomes (Experimental Statistics) - 2017/18* (2018), at 3-7.

- (63) 資格剥奪制度は一九八六年支払不能法制定と同時に設けられた規定であり、同制度を提案したのはコーク委員会であった。INSOLVENCY LAW REVIEW COMMITTEE, *supra* note 7, para.1808 and para 1815. 資格剥奪制度の沿革や制定過程の議論を紹介するものとして、中村（一）・前掲注（60）四二〇頁。

- (64) 中村（一）・前掲注（60）四二八～四三〇頁参照。

- (65) 事業・エネルギー・産業戦略省（BEIS）の大臣が、倒産局（Insolvency Service）に、その権限を授権する形で、資格剥奪制度は運用されている。

- (66) とくに適用の多い資格剥奪事由が第六条に定められる不適任（unfit）である。Insolvency service, *supra* note 62, at 4によれば、九〇％が六条の不適任（unfit）に基づくものである。その他の資格剥奪事由については、中村（一）・前掲注（60）四二七頁の図参照（資格剥奪に関する改正等による変更もあるが、基本的な内容はその図のままである）。

- (67) 倒産局による資格剥奪制度のエンフォースメントを円滑にするために、清算人、管理人およびレシーバーは、倒産した会社の取締役

- 役が責任を負うと考える場合、取締役の行動に関する情報を倒産局へ提供しなければならない。もともと、提供される情報の質は高くないようである。S BEEAの制定に際してこの情報提供に関する制度も改正され、すべての場合についての情報提供が求められるようになった。See PAUL L. DAVIES AND SARAH WORTHINGTON, PRINCIPLES OF MODERN COMPANY LAW (10th ed. 2016), para 10-7.
- (68) Insolvency service, *supra* note 62, at 5.
- (69) DISCUSSION PAPER, *supra* note 21, para 11.1.
- (70) Insolvency Service, *Impact Assessment: Giving the court and Secretary of State (SoS) a power to make a compensatory award against a director*, IA No. BIS INSS003 (2014) pp. 1. 大臣への投書 (Ministerial correspondence) において、しばしば本文のような意見がみられる指摘する。
- (71) DISCUSSION PAPER, *supra* note 21, para 11. 13. なお、政府の介入の必要性として、情報の非対称性と取引コストから、債権者に適切な保護が与えられていふ点を挙げる。Insolvency Service, *supra* note 70, at 1 and para 4-15. 以下の説明は、モラルハザードへの対処が言及されるなど、事前の観点が重視されているようにも思われる。
- (72) See DISCUSSION PAPER, *supra* note 21, para 11. 13.
- (73) *Id.* para 11.14. 救済を与える対象を、無担保債権者全体にするのか、事案に基づいて裁判所が柔軟に決めてよいとするのかという問題である。その他に、金銭補償命令の導入によって、取締役が、誓約のオファーをしなくなる可能性があるという指摘もあった。誓約による資格剥奪の件数が減少すれば、裁判所での審理が増加するとも考えられ、それは、資格剥奪制度の運用にも影響を及ぼしうることが指摘されている。*Id.* para 11.15.
- (74) GOVERNMENT RESPONSE, *supra* note 22, para 267. 反対論として、金銭補償という役割を公的主体が担うべきではないという意見がある。*Id.* para 268.
- (75) *Id.* para 273.
- (76) *Id.* para 274.
- (77) Insolvency service, *supra* note 70, para 23. では、補償額については裁量的に決められるべきことが提案された。そこでは補償の額を決定する際の考慮要素として、以下の五つが挙げられている。(一) 債権者の被った損失額、(二) 取締役の不適切な行動の悪質性 (severity)、(三) 取締役の行動が債権者へ損失を引き起こした範囲、(四) 資格剥奪を導いた行為による賠償として取締役が会社または債権者へ何らかの金銭的賠償 (例えば刑事上の補償命令や詐欺的取引または不当取引訴訟によるもの) をすでにおこなったかどうか

か、(五) その不適切な行動が、複数の取締役によってなされたのかあるいは個人によるものか。

(78) *GOVERNMENT RESPONSE*, *supra* note 22, para 274. *Insolvency Service*, *supra* note 70, para 22.

(79) *Small Business, Enterprise and Employment Bill*, HC Bill [1], cl. 98.

(80) *SBEFA 2015*, § 110. *SBEFA* 一一〇条は、資格剥奪法に一一五条A、一一五条B、一一五条Cを新設するという規定である。SBE

A 一一〇条は、次のように定める。

「SBEA 一一〇条 金銭補償命令と金銭補償誓約

一九八六年取締役資格剥奪法一一五条の規定の後に、以下の条文を加える。

『補償命令と補償誓約

一一五A条 補償命令と補償誓約

(一) 裁判所は、国務省の申立てに基づいて、第三項において言及される要件が充足したと判断する場合に、ある者に対して補償命令を決定することができる。

(二) 国務省にとって、第三項に定められる要件が国務省と補償誓約を結ぶことを申し込む者との関連で充足するように見える場合、国務省は補償命令についての適用または申立てに関する手続に代えて、誓約を行うことができる。

(三) 本条の要件とは、

(a) 本法の下での資格剥奪命令または資格剥奪誓約に服する者であること。

(b) ある者の資格剥奪命令または資格剥奪誓約に服する行為が、ある者が適時に取締役であった倒産会社の一以上の債権者に損失を生じさせるものであること。

(四) 『倒産会社 (Insolvent company)』とは、以下のいずれかの場合に、倒産状態であるかまたは倒産状態であった会社および倒産状態になる会社のことをいう。

(a) 当該会社が、その財産が債務や清算費用についての支払いに不十分である状態で、清算手続に入る場合。

(b) 当該会社が会社管理に入る場合。

(c) 会社の管理レシーバー (administrative receiver) が選任された場合。

(五) 国務省は、第三項 (a) で言及される資格剥奪命令がなされ、あるいは、同 (a) で言及される資格剥奪誓約が認容された日から二年間、補償命令についての申立てを行うことができる。

(六) 略

(七) 本条、一五B条および一五C条において、『裁判所』とは、以下のものを指す。

(a) 資格剥奪命令がなされた事件において、その命令をした裁判所。

(b) その他の事件においては、高等法院またはスコットランドにおける民事控訴院。

一五B条 補償命令および補償誓約のもとの支払額

(一) 補償命令は、命令がなされた者に対して、以下の(a)(b)に定められる形で、命令で特定された額を支払うことを要求する命令である。

(a) (i) (ii) に定める者の利益のために国務省へ支払う方法

(i) 命令で特定された債権者個人または複数の債権者

(ii) 同様に特定された債権者集団または複数の債権者集団

(b) 同様に特定された会社財産への資金拠出による方法

(二) 補償誓約とは、以下の(a)(b)に定められる形で、当該誓約において特定された額を支払う誓約のことをいう。

(a) (i) (ii) に定める者の利益のために国務省へ支払う方法

(i) 誓約で特定された債権者個人または複数の債権者

(ii) 同様に特定された債権者集団または複数の債権者集団

(b) 同様に特定された会社財産への資金拠出による方法

(三) 補償の額を決定するに際して、(決定の場合における)裁判所および(誓約の場合における)国務省は、特に、(a)(b)

(c) の事項について考慮しなければならない。

(a) 生じた損失の額

(b) 本法一五A条第三項(b)において言及された行為の性質

(c) その者が、(制定法かそれ以外に基づくかを問わず)その行為の補償として、その他の金銭的賠償を行っていたかどうか。

(四) 補償誓約のもとで本条二項の効力により支払うことになる額は、裁判所の命令と同等の効力を持って(as if Payable under court order)、回収可能である。

- (五) 補償命令または補償誓約のもとで支払われうる額は破産債権 (provable as bankruptcy debt) となる。
- 一五C条 補償誓約における変更 (variation) と撤回 (revocation)
- (一) 裁判所は、補償誓約の効力に服する者の申立てに基づいて、以下の (a) (b) を行うことができる。
- (a) 誓約のもとで支払われうる額の減少。
- (b) 誓約の効力の不発生。
- (二) 第一項の申立に関する審理において、国務省は、妥当と考える事項を示し、それについて裁判所の注意を促さなければならず、および、証拠を提出し、証人を呼ぶことができる。」
- (81) 同規定が適用されるのは、二〇一五年一月一日以降の行為である。Steven A Freize, *Compensation Orders against Unfit Directors*, 30(2) *INSOLV. INT.* 31, at 32 (2017).
- (82) 資格剥奪法の制定経緯を踏まえて、S B E E A における金銭補償制度の導入を論じる文献として、Igno L. Dabor, *The Directors' Disqualification Compensation Order Regime*, 39(6) *COMP. LAW.* 243 (2018).
- (83) Insolvency Service, *Director disqualification: a guide to compensation orders* (2017), <https://www.gov.uk/government/publications/director-disqualification-a-guide-to-compensation-orders/a-guide-to-compensation-orders#making-a-case-for-compensation>.
- (84) 金銭補償制度は、特定の債権者に対し金銭的補償を与える点で二一四条と異なる。See, Goode, *supra* note 15, para 14-52.
- (85) See, DAVIES & WORTHINGTON, *supra* note 67, para 10-4.
- (86) もっとも、会社管理における不当取引を理由とする民事責任追及制度の創設には、本文①のような側面だけでなく、②のような側面もある。
- (87) *DISCUSSION PAPER*, *supra* note 21, at 5.
- (88) S B E E A の改正においては債権者の損失の填補という側面がより重視されている。抑止の観点について全く意識されていないわけではないが、取締役の行動の変化については、それが長期的に生じるものであることが指摘されるのみである。Insolvency Service, *supra* note 27, para 29.
- (89) *GOVERNMENT RESPONSE*, *supra* note 22, paras 250-261; *DISCUSSION PAPER*, *supra* note 21, para 11.2. *GOVERNMENT RESPONSE*, *supra* note 22, para 262 によれば、一九八六年支払不能法の制定以降、二〇一三年報告書公表時までに報告された二一四条の適用件数は、約三〇件であり、偏頗行為の件数は約五〇件、低価値取引は約八〇件である。Williams, *supra* note 48, at 60 によれば、同論文の公表時ま

で、二二四条に関する公表判例の数は二九件である。

- (90) Insolvency Service, *supra* note 27, para 5 and para 95. 二二四条の利用が低調である理由は、本文で見たように、様々なものがある。その中でも、SBE EA 制定以前より頻繁に指摘されるのは、清算人の二二四条の追及に関する訴訟費用の負担といった問題である。もともと、これについては、倒産財団からの優先的な回収を認めるという形で対処がすでになされていた。これらの紹介およびSBE EA 制定までの対処の経緯について、See, FLETCHER, *supra* note 15, para 27-045. 邦語による紹介として、武田・前掲(2) 五一六～五二一頁、金澤・前掲(2) 九六～九八頁参照。

- (91) DISCUSSION PAPER, *supra* note 21, para 55. See generally Williams, *supra* note 48, at 63.

- (92) Williams, *supra* note 48, at 69-84. ウィリアムズは、SBE EA の制定によって、二二四条に基づく債権者に対する救済が機能するようになるという点への疑問を呈する。同論文の基本的な主張は、二二四条固有の規律対象は存在せず、それゆえ、同条の利用を促進するための改正をしたところで、その適用件数が増えることはないというものである。この根拠として、ウィリアムズは、資格剥奪法八条の適用件数の少なさをオーストラリア法における二二四条と類似の規律の現状、取締役の資力の問題を挙げる。同論文における最も重要な指摘は、二二四条の適用件数が過少であるというこれまでの議論の前提を疑ったことにある。

なお、同論文は、SBE EA 等の改正によって不当取引が機能するかどうかを論じるものであるため、直接には金銭補償制度を扱うものではないが、ウィリアムズが理由の一つとして挙げる取締役の賠償資力の問題 (*Id.* 77-78, 82) は、資格剥奪制度における金銭補償制度の実効性にも関連するものであろう。

- (93) Brooks v. Armstrong, (2015) BCC 661, (2015) EWHC 2289 (Ch). なお、事案の概要をまとめるに際して、Charlotte Jenner, *Wrongful trading: the elements of successful claim*, 28(8) INSOLV. INT. 124 (2015).

- (94) *Id.* [173].

- (95) *Id.* [183]-[184].

- (96) *Id.* [224]-[226].

- (97) *Id.* [241]-[244].

- (98) *Id.* [246].

- (99) *Id.* [250].

- (100) *Id.* [259].

- (101) *Id.* [261]–[263].
- (102) *Id.* [265].
- (103) *Id.* [267].
- (104) *Id.* [275].
- (105) *Id.* [276].
- (106) *Id.* [277].
- (107) *Id.* [283].
- (108) *Id.* [292].
- (109) *Id.* [306].
- (110) *Id.* [307].
- (111) *Id.*
- (112) *Id.* [33]–[4].
- (113) *Id.* [82].
- (114) *Id.* [83]–[84]. 取引状況を知るための情報をいくつか利用できたことも理由である。
- (115) *Id.* [242].
- (116) *Id.* [230]. Y1らは、再審理や上訴を行ったが、本件判事は、その間に内国歳入庁との間での支払猶予を検討できたともいう。
- (117) *Id.* [242].
- (118) *Id.* [243]. たとえば、Y1が自宅を抵当に入れて銀行から資金を借り入れること等が挙げられる。また、(ハ)については、最終決定が先でありその結末が不確実であることが指摘された。*Id.* [244].
- (119) *Id.* [242] (*quoting* Re continental Assurance Company of London plc. [2007] 2 BCLC 287 [281]).
- (120) 内国歳入庁との間での支払猶予が認められない可能性も高かったが、本件判事は先例を引きつつ、二項 (b) の要件充足を否定する。⁹⁶ Brooks v. Armstrong, (2015) BCC [242].
- (121) ブルックス事件原審判決に対しては、判事が、財務悪化状態の会社を経営することに苦心していたY1らに同情的だったとの評価⁹⁶を⁹⁷。 See VANESSA FINCH & DAVID MILMAN, CORPORATE INSOLVENCY LAW (3rd ed. 2017) at 601.

- (122) *Id.* [250].
- (123) 三項の判断に際しての考慮要素については、*id.* [259].
- (124) Jenner, *supra* note 93, at 126.
- (125) Brooks v. Armstrong, (2015) BCC [264].
- (126) もともと、このような事情をもとに二項 (b) の要件が充足しないと判断することは可能であろう。岩淵・前掲注 (5) 三〇七頁と同文献の脚注 127 の議論および引用文献を参照。五月三日以前につき、本文のような理由で、三項の要件充足が認められた点も本判決の一つの特徴であるように思われる。
- (127) なお、本判決は、次のような場合には五月三日以降に A 社に事業継続させていたとしても、三項の要件充足が認められたことを示唆する。
「Yーらが、内国歳入庁と T 社に対する債務の増加という問題に対処しようとしたならば、少なくとも考慮すべき二つの選択肢があった。第一に、内国歳入庁と T 社に対する差別的な取り扱いなしで事業を継続するために、A 社を、倒産実務家の管理下のもとで、モラトリアムが認められる会社管理 (administration) 手続に入らせることである。以上のことが実際に実施される可能性がなかったならば、第二の選択肢としての清算があった。」Brooks v. Armstrong, (2015) BCC [278].
- (128) *Id.* [287]. なお、判旨によって紹介された先例の内容は、以下のようなものである。第一に、出資金の算定に関する裁判官の裁量は、二二四条の損害の填補という趣旨の下で、自由なものであること、第二に、出資金は不当取引によって引き起こされた会社の損失を埋め合わせるものであり、会社債権者全体の利益となるものであること、言い換えれば、一部の債権者への直接の損害填補の権限ではなく、二項 (b) の要件充足以降に会社債権者となった者の請求権でもないこと、第三に、出資金の算定は、二項 (b) の要件充足の日から実際の清算の日までの損失の正味増加分であること、第四に、出資金は、取締役帰責性のある不当取引から生じた債務と関連すべきこと (不当取引と特定の損害の間に、「あれなければこれなし (but for)」以上の因果関係が必要であること)、第五に、裁判所には、会社の損失が、取締役の不当取引に該当する行為によって引き起こされていない場合、裁量的な減額を行えることである。因果関係の判断の例として、天候悪化に起因する損失の除外を挙げる。
- (129) なお、判旨ではノッティンガム市に対する債務の額の増加も考慮した判断が示されてもいた。ただし、これは清算人から主張のないうまま、本件判事が独自に言及したものであった。そのため、本文では取り上げていない。*Id.* [299].

(130) Jenner, *supra* note 93, at 126.

(131) Brooks v. Armstrong, (2015) BCC [288]. 同パラグラフでは、比較の日として、二〇〇七年一月一日が挙げられているが、その後の議論内容を見る限り、一月三十一日の誤植だと考えられる。

(132) Brooks v. Armstrong, (2015) BCC [307]. 具体的な方法については、イデッサ判決 (Re Idessa (UK) Ltd. (in liquidation) [2012] BCC 315 [131]) で示された比例配分方式を用いて一ヶ月当たりの均等な損失を算定し、四ヶ月分を控除した。

(133) 本判決における出資金の額の算定の概要は、以下の通りである。

本文①については、本件付加価値税債務の利息とその遅延損害金である七〇〇〇〇ポンドと社会保険料と源泉課税である八五〇〇ポンドがそれぞれ増加したと認定された。なお、この際に、本件付加価値税債務それ自体の増加は認定されていない。Brooks v. Armstrong, (2015) BCC [291], [297], [298].

次に、②の額としては、約一一五〇〇〇ポンドを認定する。具体的な内訳は、取引債権者に対する債務の減少額としての八九〇九五ポンドと、銀行に対する貸越残高の減少額としての約一六〇〇〇ポンドである。そして、本件判事は、上記二つの減少が一部の債権者の犠牲によって生じたという理由から、修正を加え、②の額が三六五〇〇ポンドだとする。*Id.* [300]–[304]. なお、一一五〇〇〇ポンドという額については、ブルックス事件控訴審判決 (第二章第三節第三款参照) において一〇五〇〇〇ポンドの間違いであることが指摘されている。Brooks v. Armstrong, [2017] BCC 99 [119(c)].

最後に、③の額として、二二六七九八ポンドを算定の出発点として特定する。そのうえで、同額について、次のような形で減額がなされた。すなわち、一九八六年支払不能法一七八条 (義務負担財産 (onerous property) の放棄の権限) 四項 (a) に基づき、質借権の放棄がなされた場合、T社のA社に対して有する債権は、質貸借契約に基づく質料請求権ではなく、同条六項に基づく制定法上の権利とみなされることになる。同規定に基づけば、債権者が清算によって損害を被ったことを証明した範囲がその制定法上の権利の内容となる。同条の適用を前提に、A社が二〇〇七年五月三日に清算されたと仮定するならば、T社に対してA社が負う債務の内容は、すでに支払わなければならないという質料債務と、同日以降に支払わなければならない債務 (将来債務) に区分されることになる。

本件判事は、上記議論が本件に適用されるとして、二項 (b) の要件充足の翌日である二〇〇七年二月一日から二〇〇九年二月六日までの本件質料債務の増加額を算定し直す。そして、結論として、二〇〇七年六月以降の額については、一九八六年支払不能規則一一・一三条二項 (同規則四・九四条で準用) によって算定されたとした。その結果、①+③の合計額が当初は三〇五〇〇〇ポンド

であったのが、七八五〇ポンド+ a になるという。③の部分につき *Id.* [293]–[296]。

そして最後に、「債務の減少分がその増加分を上回る限りで、二〇〇九年二月六日時点のA社の債務も減少する (*Id.* [301])」と「生じた利益である一一五〇〇ポンドから内国歳入庁の債務の増加分七八五〇ポンドと③の a などを考慮し、四〇〇〇〇ポンドという額を導いた。 *Id.* [301], [306]。そして最後に、本文でも述べたように比例配分方式を利用し、三五〇〇〇ポンドという額を導いた。 *Id.* [307]。

なお、控訴審判決では、本判決の出資金額に関する判断が破棄されている(第二章第三節第三款参照)。

- (134) *Re Ralis Builders Ltd (in liquidation)*, [2016] Bus. L.R. 555. なお、事案と判旨をまぎるに際して、Richard Tet, *A Master Class in Construction*, 9(3) CORPORATE RESCUE & INSOLVENCY 95 (2016)を参考にした。また、岩淵重広『倒産局面にある会社の取締役に対する法的規律』同志社大学博士論文甲第九〇二号(二〇一八年)一三三頁以下を参考にした。

- (135) *Id.* [192]。

- (136) *Id.* [187]。

- (137) なお、Yからの資金提供の可能性がないことをYーらが実際に認識していたという事情は存在しない。 *Id.* [189]。

- (138) *Id.* [198]。

- (139) *Id.* [199]–[202]。

- (140) *Id.* [206]。

- (141) *Id.* [206]。

- (142) *Id.* [213]–[214]。

- (143) *Id.* [216]。

- (144) *Id.* [243]–[246]。

- (145) *Id.* [246]。

- (146) *Id.* [241]–[242]。

- (147) *See. id.* [253]–[255]。

- (148) *See. id.* [255]–[264]。ハーポイント判決等の手法については注(14)とその本文参照。

- (149) *See. id.* [274]–[277]。

- (150) *Id.* [279].
- (151) 事業継続から生じる利益が問題となったのは、R社にとって売上げが最も多くなる時期が七月以降だったからである。
- (152) *Re Hawkins Hill Publishing Co Ltd*, [2008] BCC 937. 同判決については、岩淵・前掲注(5)三〇〇頁以下参照。
- (153) 反対に、専門家の助言を無視した場合には「二二四条の責任を負うリスクがあると指摘するものとして」*Tett supra* note 134, at 98.
- (154) Y1らが、誠実に「事業継続という選択をした」ことが明らかであるように思えると指摘する見解として、*Harry Rajak, The Complex Story of Wrongful Trading*, 392 Co. L.N. 1 at 4 (2017).
- (155) 第二章第一節第一款参照。
- (156) *Tett supra* note 134, at 97.
- (157) より正確に言えば、本件では「銀行が会社の口座のコントロール権(浮動担保によるもの)を九月の時点で取得していたため、そこに建設に係る代金が振り込まれるということ」は、銀行の債権回収額を増加させることになる。この点で履行されなかった債権者から銀行への所得移転を生じさせるものであった。加えて、支払われた代金は、取引債権者の一部への弁済にも用いられていた。
- (158) *Ralls Builders* [2016] Bus. L.R. 555 [248]. 本件判事は、以下のように述べた。
- 「私は、R社が、その全債務を減少させながら、全ての新債権者に対しての弁済を確実にするという方法で、事業を継続していた場合に、Y1らに二二四条三項の抗弁が認められるのかどうかについて述べるべきであろう。私は、Y1らが、その間に、職務への合理的な対価といえる範囲の報酬を受け取り続けたという理由のみで、三項の要件充足が否定されるべきだとは考えない」。
- (159) 八月三十一時点の計算書類では会社財産が継続企業の前提で評価されたものであったのに対して、一〇月一三日の計算書類では会社財産が継続企業の前提が妥当しない(*gone concern*)ことを前提に評価されていた。このことから、本件判事は評価基準による誤差があるとして、継続企業を前提とする形で、両時点の会社財産の価値を評価し直し、正味損失についての減少が認められると判断した(なお、継続企業の前提が妥当しないことを前提とする基準によれば、約四〇〇ポンドの正味損失の増加があるという)。
- Id.* [260]–[263].
- (160) *Id.* [242].
- (161) *Id.* [251].
- (162) *THE INSOLVENCY ACT 1986, §176A; THE INSOLVENCY ACT 1986 (Prescribed Part) Order 2003, 2003 No. 2097.*
- (163) *Re Ralls Builders Ltd (in liquidation)*, [2016] Bus. L.R. 555 [251]. 参照。

- (164) Tett, *supra* note 134, at 98.
- (165) 164号の問題への対処は立法府の役割であると述べらる。Ralls Builders [2016] Bus. L.R. 555 [279].
- (166) Re Ralls Builders Ltd (in liquidation) (No. 2), [2016] 1 W.L.R. 5190. 判事は、同く、スノーデン判事とある。
- (167) *Id.*, [32].
- (168) *Id.*, [29], [33].
- (169) ラルス・ビルダー判決の出資金の額に関する判断が、填補という不当取引の趣旨と一致すると指摘する文献として、See FINCH & MILMAN, *supra* note 121, at 600.
- (170) Brooks v. Armstrong, [2017] BCC 99.
- (171) Xは、主として、①二〇〇六年一〇月九日の時点で二項（b）の要件充足が認められること、②五月三日以前に三項の抗弁が認められないこと、③出資金額についてその算定方法および原審判事の裁量行使に問題があることを理由に上訴した。これに対して、Yは、主として、①二項（b）の要件充足に関する判断に誤りがあること、および、②出資金額について異議があることを理由に交差上訴した。二・四・二項および三項に関する点については、原審の判断が相当である旨が判断されているのみなので、取り上げない。
- (172) *Id.*, [23]-[24].
- (173) *Id.*, [118]-[119].
- (174) *Id.*, [119(a)]-[119(d)].
- (175) *Id.*, [120]-[121].
- (176) 本判決について、本件判事がY1らの状況に関して同情的であったとの指摘がある。FINCH & MILMAN, *supra* note 121, at 601.
- (177) 控訴審判決では、一五〇〇ポンドとされている。Brooks v. Armstrong, [2017] BCC [119(b)], 119に對して、筆者が見た限り、原審判決では、その額は具体的に明示されていなかった。Brooks v. Armstrong, (2015) BCC [294]-[296].
- (178) なお、本判決は、会社財産の減少（＝会社が債権者に対して負う全債務の増加）が認められる場合には、三項の要件充足が問題になるという。その際の判示内容は、ラルス・ビルダー事件判決で示されたとおりであった。第二章第三節第二款参照。本判決の示した先例の整理を前提とすれば、三項が問題になるのは、具体的な出資金額がある場合のみであることになり、三項の要件充足の判断の前に、出資金額の有無が判断されることになる。

- (179) Brooks v. Armstrong, [2015] BCC 661 [276].
- (180) Brooks v. Armstrong, [2017] BCC 99 [128].
- (181) 第一章第三節第二款参照。
- (182) 第二章第三節第一款参照。
- (183) 第二章第三節第一款参照。
- (184) 第二章第三節第一款参照。
- (185) 第二章第三節第二款参照。
- (186) 第一章第一節第二款参照。
- (187) DAVIES & WORTHINGTON, *supra* note 67, para 9-9.
- (188) 第二章第三節第一款参照。
- (189) 第二章第三節第二款参照。
- (190) 第二章第三節第二款参照。この解釈について、ブルックス事件控訴審判決も支持するようである。第二章第三節第二款第二項参照。
- (191) このような解釈を採用するに際しては、三項の条文上の「あらゆる手段」という文言が根拠とされていた。第二章第三節第二款参照。
- (192) 第二章第三節第二款第二項参照。
- (193) ラルス・ビルダー判決は、二項（b）の要件充足が認められた時点以降の事業継続に際して、取締役が合理的な額の報酬を受け取ったというだけで、三項の要件充足が直ちに否定されることはない、傍論で判示していた。第二章第三節第二款第二項参照。
- (194) 第二章第一節第二款参照。ブルックス事件控訴審判決が先例の立場を適切に紹介していた。Brooks v. Armstrong, [2017] BCC 99 [63174]。なお、先述のように、第二章第一節第二款における出資金の算定に関する記述は、同判決の判示を参考にした。
- (195) 第二章第三節第二款参照。
- (196) David Milman, *Company Directors: Maintaining the Balance between Protecting Managerial Rights and Regulating Exposure to Liability in UK Law*, 390 CO.L.N. 1 at 3 (2016).
- (197) 詳細な議論については、第二章第二節第四款参照。
- (198) 第二章第二節参照。

- (199) 第二章第二節第四款参照。改正に対して疑問を呈する見解の内容については前掲注48参照。
- (200) 第二章第三節第四款第一項参照。
- (201) 第一章第一節第二款参照。岩淵・前掲注(5)も参照。
- (202) See, FINCH & MILMAN, *supra* note 121, at 602. 企業志向 (pro-enterprise) 救済志向 (pro-rescue) とらへ。この用語については、See, Adrian Walters, *Enforcing Wrongful Trading, in THE CORPORATE DIMENSION* 145, 149 (Barry AK Rider ed. 1998).
- (203) 第二章第三節第四款第二項参照。
- (204) 第二章第三節第四款第三項参照。
- (205) 第二章第三節第二款参照。
- (206) 第一章第三節第四款参照。
- (207) Gabriel Moss Q.C., *No Compensation for Wrongful Trading*, 30(4) *INSOLV. INT.* 49, 53 (2017). モスは、本文と同様の理解から、判例の解釈によつて、二一四条の救済対象が限定されることを批判する。
- (208) Milman, *supra* note 196, at 3. なお、二一四条の抑止力については、実際の解釈がどうであれ、二一四条という規定の存在によつて、会社の不適切な事業継続が抑止されているという考え方もあるかもしれない。しかし、エンフォースの伴わない規律にどこまでの抑止機能があるのかに関して疑問を呈する見解もある。このような見解として、BRIAN CHEFFINS, *COMPANY LAW* 545 (1997); Williams, *supra* note 48, at 63.
- (209) 本文でいう判例の傾向とは本稿で取り上げた三判例のことであり、今後それらの判決と異なる判断がなされた場合には当然のことながら、本稿の議論は妥当しない。
- (210) S.B.E.E.A.の制定趣旨については前掲注(27)参照。同脚注で引用した箇所では、債権者への救済という表現が用いられていた。
- (211) *INSOLVENCY LAW REVIEW COMMITTEE, supra* note 7, para 1783. および注8の本文参照。コーク報告書の内容については、岩淵・前掲注(5)・二六四～二六八頁参照。
- (212) 会社に対して資金拠出責任を負う結果、債権者の損害が部分的に回復される。その限りで、債権者への損害填補となることはある。
- (213) Moss, *supra* note 207, at 53では、現状の判例の解釈に対して、コーク報告書の示した本来の考え方に戻るべきことが主張されている。た。このような主張からも分かるように、判例の立場は、もともと想定されたものとは異なるものとなっている。
- (214) 出資金の額の算定については、コーク報告書において示された考え方と、プロデュース・マーケティング判決 (Re Produce

Marketing Consortium (in Liquidation) Ltd (No. 2, [1989] BCLC 520) に始まる判例の考え方とで、すでに異なっていたという指摘もある。Moss, *supra* 213, at 50, のような指摘はあるが、「ある事業継続が、債権者の一部または特定の集団に対して不利益となるが、会社全体あるいは債権者全体の利益となった」という事実については救済が与えられないということが生じたのは、本稿で取り上げた三判例においてであった。

(215) 第二章第二節第二款第二項、第二章第二節第三款第三項参照。

(216) 詳細については、前掲注 (90) とそこで引用された文献を参照。

(217) 第二章第四節第二款参照。

(218) *See, Williams, supra* note 48, at 66. 譲渡の対象となる出資金の認められやすい請求権については、清算人自身が行使する可能性もあることから、譲渡の対価については、得られる出資金からのディスカウントがそれほどない可能性がある。反対に、ディスカウントの大きな請求権というのは、実際に出資金を獲得できない可能性が高いものである。

(219) *Tett, supra* note 134, at 98. 金澤・前掲注 (2) 九六頁注 72 参照。また、*Insolvency Service, supra* note 27, para 95 及び、二一四条の追及の費用が高額であることが指摘されている。なお、金澤は、*Peter Fiedler, Wrongful trading after Continental Assurance*, 17(6) *INSOLVENCY LAW & PRACTICE* 212, at 212 (2001) を引きつづき、逸話として五万ポンドが最低でも要求されることを指摘する。なお、ラルス・ビルダー事件判決では約一八万ポンドであった。第二章第三節第三款参照。

(220) 本文で挙げた要素の他に、取締役の支払能力も重要な要素となる。なお、前掲注 (45) も参照。

(221) 第二章第四節第一款参照。

(222) 理由付けは異なるが、S B E E A による改正がその狙いを達成しないと主張するものとして、*Williams, supra* note 48, at 67-69.

(223) もっとも、S B E E A の制定過程の議論が、本稿で取り上げた三判例よりも時間的に先行するからといって、制定過程での議論に見られるような考慮が、裁判所の解釈に反映されなければならない理由はない。

(224) *See, Milman, supra* note 136, at 3; Moss, *supra* note 207, at 53. 両者ともに、判例の立場が、二一四条の利用を促進しないことや、その意義を大きく損なうものであることを指摘する。

(225) S B E E A の改正内容が、第二章第二節で見たような内容になった理由については検討しない。また、本稿の試論は、判例の展開からすれば、本文のような試論が提示できるというものであり、個々の判事がそのような意図をもって解釈論を展開していると主張するものではない。

- (226) 第二章第三節第三款第三項②参照。ウインドフォールに伴う問題点については、藤田・前掲注(一)一三四―一三五頁参照。
- (227) 第二章第三節第三款第三項②で取り上げた *Re Ralls Builders Ltd (in liquidation)*, [2016] Bus. L.R. 555 [251] の例を想起せよ。
- (228) *Williams, supra note 48*, at 82 は、二一四条に基づく資金拠出責任が認められた取締役のうち半分以上が破産していたことを明らかにする。なお、ウィリアムズの調査方法は、判決文に示された当事者の名前と、インターネット上で公開されている公的な破産者情報 (*available at* <https://www.thegazette.co.uk/>) を照らし合わせるというものである。
- (229) *Rajak, supra note 154*, at 4.
- (230) 清算人は、会社の清算に要した費用の償還を他の一般債権者に優先して会社財産 (Property) から受けられる。この点について他の債権者には浮動担保権者をも含む (INSOLVENCY ACT 1986, § 176ZA(1), (2)(b); INSOLVENCY RULE 2016, r. 7.108(2)(a))。しかし、二一四条の追及に要した費用を含む訴訟費用については上記のような取り扱いが原則として認められていない。同費用については、原則として、一部の優先債権者と浮動担保権者に優先して、会社財産 (property) から回収できない (INSOLVENCY ACT 1986, § 176ZA(3)(a); INSOLVENCY RULE 2016, r. 7.111, 7.112)。この場合に、訴訟費用について、清算人が優先的に回収できるのは、規則の定めに従った承認または授權をそれらの債権者から得た場合である (INSOLVENCY RULE 2016, r. 7.112; 定めについては r. 7.113, r. 7.116)。この結果、二一四条の追及によって生じた費用については本文で述べたような取り扱いになると思われる。
- (231) 現在の倒産規則は、二〇一六年に制定されたものであるが、以上の規定については一九八六年倒産規則 (INSOLVENCY RULES 1986, § 4.218, 4.218A-E) の内容と同じである。
- (232) 以上のルールの説明としては、FLETCHER, *supra note 15*, paras 24-019 - 24-026, paras 27-044 - 27-045, 邦語による紹介として、金澤・前掲注(2)九七頁参照。一七六ZA条の邦訳については、イギリス会社法生研究会『イギリス会社法』(成文堂、二〇一七年)九三五頁〔中村信男〕。
- (233) FLETCHER, *supra note 15*, para 27-045, 敗訴者負担制度については、溜箭・前掲注(38)八頁、ニール・アンドリュース・前掲注(38)一五三頁。
- (234) 本文の試論は、なぜ、清算人が、勝つ見込みがなく、かつ、債権者の利益にならない二一四条の責任追及を行ってしまうのかという点を十分に説明できていない。本文の議論はFLETCHER, *supra note 15*, para 27-045より着想を得たものであるが、同文献では、出資金の額の多寡に関係なく、以上のような費用償還のルールのせいで、清算人が二一四条の提訴を躊躇すること(ジレンマ状態に置かれること)が指摘されるのみである(なお、フレッチャーは清算人が一般債権者と協議することが重要だともいう)。このフレッ

チャアの議論からすれば、出資金の多寡が清算人の提訴インセンティブに影響を与えていないという可能性はなお残る。清算人のインセンティブに関する検討については、注(234)の内容に関連する検討と合わせて、他日を期したい。

(233) 少なくとも、その間に清算費用等が増加すれば、その分だけ、倒産財団が減少する可能性もある。

(234) また、二二四条の追及が認められた場合でも、取締役が無資力であるならば、敗訴者負担制度を通じて取締役に費用を負担させられないので、二二四条の追及は費用倒れになるのかもしれない。この費用負担のルールについては民事訴訟規則第四章(CIVIL PROCEDURE RULES 1998, Part. 44)に定められているが、上記のような場面に關する費用負担の実態は十分に明らかにできなかった。もし、このような場合の費用を、清算人が負担するなら、二二四条に基づく資金拠出責任が認められたとしても、清算人の費用負担が会社財産から償還される結果、注230で述べたところと同様に、債権者の利益にならない事態が生じうる。なお、影響評価によれば、取締役に對する管財人の訴訟においては、事後的訴訟費用保険が利用されるようであり、この保険料については敗訴者負担制度によって、取締役から回収できるとされていた(Insolvency Service, *supra* note 27, para 10. (弁護士費用については条件付成功報酬がイギリスでは一般的に利用されているようであるが、二〇一五年四月以降倒産事件では利用できなくなること指摘されていた)。

なお、条件付成功報酬契約と事後的訴訟費用保険については、溜箭・前掲注(38)九一〇頁、ニール・アンドリュース・前掲注(38)一六二―一七六頁。我妻学「イギリスにおける近時の民事法律扶助および訴訟費用の改正」法学会雑誌五四卷一号(二〇一三年)二五一頁、とくに二五七―二五八頁参照。事後的訴訟費用保険についてはその保険料が高額になることが指摘される。

(235) 第二章第二節第三款参照。

(236) Moss, *supra* note 207, at 53は、現在の判例の解釈が、二二四条の意義を大きく損なわせていることを指摘する。このことは、一部の債権者のみが犠牲になるような問題への対処が、倒産局面にある会社において重要な問題だととらえられていることをも意味するように思われる。

本稿は、JSPS 科研費 17J01593 及 18H05657 の研究成果の一部である。